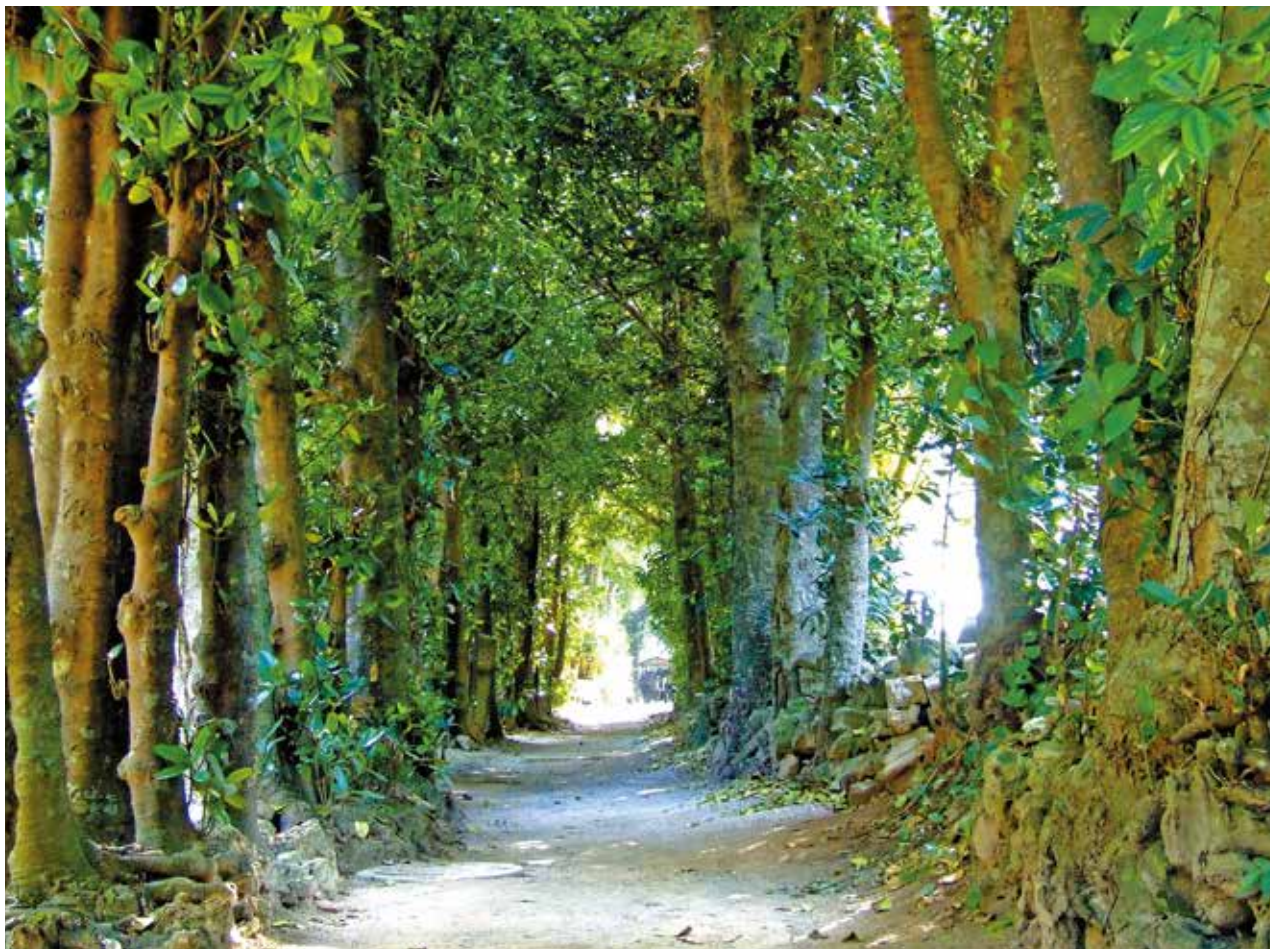


2019年7月号

No. 453

自治おきなわ



◆ リレーエッセイ	
— 町づくりへの意気込み —	
本部町長 平良 武康 ……………	1
◆ 「この人に聞く」	
元沖縄県副知事 新垣 雄久 ……………	2
◆ 沖縄県の離島医療のあゆみ⑰	
～ 令和の離島医療のゆくえ ～	
沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作 …	12
◆ 沖縄气象台だより	
～ 地球温暖化と沖縄 ～	
沖縄气象台長 荻澤 浩 ……………	16
◆ 平成 31 年度 沖縄振興拡大会議 ……………	19
◆ 平成 31 年度「県民の警察官」表彰式 ……………	57
◆ 町村情報（伊江村） ……………	60
◆ 与那原町制施行 70 周年記念式典・祝賀会 …	62
◆ 要請 ……………	63
◆ 会務の動き ……………	64
◆ 町村長選挙の結果 ……………	65
◆ 市町村一覧 ……………	66

備瀬のフクギ並木

本部町は、カルスト地形や八重岳などの豊かな自然環境に恵まれ、アセローラ、シークワサー、パインアップルなど数多くの特産品が溢れています。年間約 500 万人の観光客が訪れる県内有数の観光地となっており、その中でも備瀬のフクギ並木は人気の観光スポットの一つです。250 年以上前に家を台風などから守る防風林として整えられたのが始まりとされ、昔ながらの美しい沖縄の風景が残っています。住民らが普段からフクギ並木を守ろうと手入れを続けており、2011 年に国土交通省の「手作り郷土賞」を受賞しました。また本町では、2015 年 2 月 9 日の「フクギの日」に合わせ、「フクギの里宣言」を行っています。



表紙写真・文 < 本部町役場 企画商工観光課 >

※「自治おきなわ」は、沖縄県町村会ホームページでもご覧いただけます。常時、8 冊掲載しております。



ー 町づくりへの意気込み ー

本部町長

たい ら たけ やす
平 良 武 康

常に変化し続ける現代社会にどう対応するか。これは行政のみならず、企業や個人においても重要なテーマではないだろうか。小職は、常に現状の変革に挑戦することが、新しい時代に対応していくために必要な事であると確信している。

昨年9月の就任以降「日本一心豊かな我が町づくり」を目指し、次の六つの目標を掲げて町づくりに臨んでいる。

その目標は、

- 一、強いもとぶ経済づくりへの挑戦
- 二、次世代を担う武本部人材の育成を強力に推進
- 三、児童福祉・老人福祉施策の充実
- 四、生活環境・産業インフラの整備
- 五、観光・農業・水産業の振興をきめ細かに推進
- 六、行財政改革の一層の推進

である。

一点目から五点目までは、町経済を発展させる原動力づくりや、次代を担う子供たちの育成のほか、住民にとって住みよい環境づくりが主な内容であり、子育て世代が入居対象となる町営住宅の建設着手や、子育て育成ゆいまーる基金の創設、町内各行政区を支援するための自由度の高い補助金制度の創設など、対住民サービスへの変革に取り組んでいる。

そして、最後の六点目は、行政自らの改革を目標に掲げたものだ。

地方分権が進む今日、地方自治体は、自

らの地域の多様な実情や課題に向き合い、自己責任のもとに自主的・主体的な施策を展開することが求められている。町の未来を展望し、自ら切り拓いていく、このような時代にあるものと私は捉えており、限られた財源と人的資源を最大限に活用すべく行政組織の効率化、事務事業の見直しなどに取り組むこととしている。

まず始めに、組織内の情報伝達の迅速化に取り組んだ。これまで毎週初めの午前九時から開催していた庁議「三役課長会議」を「政策推進会議」へと衣替えし、午前8時半の執務開始までには会議を終え、執務開始時刻には、全職員へ迅速な情報共有と指示伝達が図れるよう取り組んだ。

次に、行政組織の効率化に取り組んだ。その部署が何の業務を行っているのか、住民が直感的に分かりやすい課名へと改めた。また、重点的に取り組むべき課題については、課の統合を行うことでその対応力を増強させた。

その他、行政からの情報発信力を強化するため「定例記者会見」を実施し、積極的に外部へ情報を発信できる仕組みづくりを行った。

このように、常に現状に疑問を持ち、変革し続けることができなければ、これからの時代に柔軟に対応することは困難となるだろう。引き続き「日本一心豊かな我が町づくり」を目指し、住民や職員と共に本部町発展のため、邁進していく所存である。

この人に聞く⑨⑦



元沖縄県副知事
あらかき たけひさ
新垣 雄久

昭和5年2月20日生まれ。与那原町出身。

法政大学法学部法律学科卒業。その後、昭和32年琉球政府（現沖縄県庁）内政局主計課に採用され、厚生局、東京事務所渉外官等を歴任。復帰後、沖縄県総務部地方課長、生活福祉部長、教育長、出納長等を経て、昭和62年副知事に就任。退任後は、沖縄振興開発金融公庫副理事長、学校法人嘉数女子学園理事長等を歴任された。

その間、慰霊の念と平和への想いを心に抱き、現在、公益財団法人沖縄県平和祈念財団会長、沖縄印度友好協会会長、リザン・シー・パークホテル谷茶ベイ会長として活躍されている。

— 前は、生い立ちから琉球政府で非常勤職員として働き、そして1958年の職員採用試験に見事合格し、正規職員として採用されたという所まで伺いました。最初の配属先はどちらでしたか。

新垣 法政職で合格したので、採用面接は、裁判所、立法院調査室の面接も受けましたが、そちらはお断りをして内政局主計課に採用されました。断った理由は、非常勤で働いていた時の上司である総務係長の赤嶺隆さんから、財政は全沖縄の予算を握る誇りある仕事であると力説されたことと、琉球政府全局のすべての業務を知ることができるし、政界・経済界の方々とも幅広くお付き合いできる機会が多いんだよと言われたことです。公務員になった目的には、将来酒造業をやるための人脈づくりということと、将来のためにもなると考え主計課で働くことにしたのです。

— 琉球政府の財政関係の部署は、どのように組織されていましたか。

新垣 財政局の中に、予算の編成、執行、決算の作成の事務を行う主計課、租税関係の主税課、金融機関を見る理財課、政府資金の出納関係の出納課が設置されていました。主計課には、予算編成と執行を担当する3つの係があり、ひとつの係で2～3の部局を担当し、係長と2、3人の係員で業務にあたっていました。その他に予算係、総務係、歳入係、決算係という部署もありました。私が採用された頃は、大部屋で仕事をしていて、予算係長は隅の方において、主計第1係として第2係、第3係は席が連なっていました。

里春夫さんとの出会い

— 新垣さんは、主計課でどのようなお仕事をなされましたか。

新垣 初めは主計課総務係法規担当として配属され、予算に関する法令、補助金に関する全ての案件を扱い、1960年に主計課第1係長に昇任後は、文教局・厚生局労働局担当者として予算編成、執行等の業務に従事しました。その後の私の公務員人生を振り返ると、殆ど文教と厚生に関わっており、因縁というのは不思議なものだと感じます。

また、主計課時代、主計課長であった里春夫さんにはすごく鍛えてもらいました。里さんは、奄美の出身の方で、琉球政府始まって以来の予算担当職員で生き字引のような方で、よく指導してもらい、とても感謝しています。企画予算部長、東京事務所渉外官、沖縄県総務部次長、出納事務局長、沖縄県代表監査委員等を歴任された方です。

— 当時、予算折衝はどのように進められていたのですか。

新垣 概算要求が上がってきた後、日程を決め先方の課長からヒアリングを行い、課長以上で担当することになる案件は、次長級の方々と行い、それ以上になると内政局長、次長、課長と一緒に、相手の局長や次長からヒアリングを行っていました。ただ、当時の局長というのは政治職であり特別職ですから、局長の出番になるとほとんどが政治がらみの案件となるので、局長もしくは副主席が担当部局と交渉していました。時間がかかる案件というのは、特に各地域の市町村長から上がってくる大きな案件でした。

USCAR との調整

— 予算についても米国民政府（USCAR）との調整が必要でしたか。

新垣 各立法案と同様に予算案についても、立法院に提案する前と議決後にUSCARの承認が必要でした。予算は各局がUSCARと常日頃から交渉していましたが、経常経費的なものや、アメリカ式のプランに関する費用については調整に時間がかかりました。また、当時は1月頃に発表される米国の予算案については、琉球政府にどの程度予算が配分されるのかが気になりチェックしていました。最終的に米国の援助額がはっきりわからない分については執行を保留していました。USCARの琉球政府の予算執行状況のチェックはそれほど厳しくはなかったです。どちらかと言えば、日本政府の援助が入ってきて以降、日本政府の方が厳しかったような気がしました。

立法院での予算審議

— 立法院での予算審議は、どのように行われていましたか。

新垣 予算決算委員会に付託されることになっていましたが、連合委員会と呼ばれていた各委員会連合で審議されていたので、実質的には議員全員での審議です。その後、委員20人位で構成された予算委員会が開かれ、各会派からの出席議員が1ページ、1ページ予算書を審議していました。立法院での説明は、参考人として各部局の担当局長が行っていましたが、担当部員ばかりでなく、私たち主計課職員も必ず傍に座り、答弁に困った際には、主計課で答弁することもありました。

憎まれ役

— 立法院で予算の修正がなされる場合もありましたか。

新垣 審議の結果、予算が増額されると財

源が必要になるわけですが、その場合、別の予算を削るか、歳入を増やすしかないわけです。削るとなると大体、事務費が削られました。議員からは、今後景気が良くなるから法人税などの税収が増えるはずだと言われることもありました。しかし、内政局としては局長が中心となって、本当に税収が確保できるのかどうか議論していましたので、内政局長の悩みの種だったと思います。議員の方々から、「事業費を増額しないと選挙前だし、もたないよ」と言われると、結果的にある程度理由をつけて、歳入額を上げその分だけ歳出を上げることになるのです。

ただ、立法院で修正されたものは、歳入の状況に応じて執行しますと対応していました。執行部は、「入るを量って出づるを制するのが原則」です。執行するのは政府の責任であり、USCARの書簡にも拘束されていましたから。最初から局長も主席も承知の上での対応ですが、予算部はいつも憎まれ役になっていました。

異例の人事

— 主計課には何年ほど勤務なされましたか。

新垣 1961年の8月までの3年半務めました。61年8月1日、琉球政府行政組織法の施行に伴い内政局主計課が計画局主計課となりましたから、計画局主計課係長から厚生局庶務課経理係長に移動ということになりました。当時、琉球政府内では局ごとに人事が行われていたので、異例の人事で、また実務経験もないので琉球政府を辞めようとも思いましたが、「お前の将来のためにもいいんだ」と周りの方々に諭されました。

— どなたかが新垣さんを厚生局に推薦したのでしょうか。

新垣 総務部長になられていた大田昌知さんの指名があったようです。大田さんは私が予算係で厚生部門を担当していた当時、社会局長でした。また主税課長も経験された方ですから、私を厚生局の予算関連にと期待し推薦したものと思います。ただ、「私には経験不足だし無理です」と言って大田さんと悶着も起こしたことがありました。大田さんと同期生の内政局長も務められた山内康司さんからも説得され、引き受けることになったのです。

大田さんは、その後58年に立法院議員に初当選され戦後の復興、本土復帰、国政参加選挙などに尽力され、復帰後は、県議会議員に4期当選され、議長も2期務められた方です。

— 当時の厚生局の方の様子は、いかがでしたか。

新垣 厚生局には、技術職として医療職や公衆衛生職、民生職の方が多くて、予算の編成、執行などについて未経験者が多く、予算担当者は「事務屋」、「計算屋」と思っている節がありました。しかし、専門職の方でも予算担当になった職員には、事業の執行状況などを把握してもらわないといけませんし、予算の仕事に誇りを持ってもらいたいと思い、予算の編成や執行などについて勉強会なども行いました。

— 厚生局で思い出に残っているお仕事は、どのようなものがありますか。

新垣 予算強化の他に、特に大きな取り組みは病院施設の制度変更です。琉球政府の初期の頃の病院は、施設は政府が建設し、開業医が施設を利用する「開放型」という仕組みで運営されていました。つまり、開

業医が当番を決めて、施設を利用し、手術などを行う仕組みでした。救急等の場合には、優れた制度で日本政府からも褒められた制度でしたが、それを日本と同様な閉鎖型のいわゆる公立病院のような制度に変更することになったのです。

制度変更にあたっては、予算額の増額が必要でしたが、琉球政府は均衡財政で運営されていて、予算部局への説明が難しくて非常に苦労しました。実態を丁寧に説明するなどした結果、予算額が増えた記憶があります。

— 予算作成の際のご苦労もありましたか。

新垣 当時は、局全体の予算案も作成していましたが、財政状況からみて、局内での優先順位をつけるのが大変でした。また、事務機器が現在とは違い発達していなかったため、概算要求書はガリ版で非常に分厚いものになりました。局によっては10センチ以上の厚さになり、1冊にまとめることができず、分冊になることもありました。厚生局もそうでした。

東京事務所へ

— 厚生局の次は、どちらに異動されましたか。

新垣 1962年6月1日に東京事務所の経理担当として配置換えになりました。ですから、厚生局勤務は一年足らずです。東京事務所に異動となったのは、日本政府からの援助が始まるので財政制度に通じ、開発庁や大蔵省と付き合いがあったことが理由のようでした。

業務は、事務所の職員の給与や交際費の計算など通常の経理業務でしたが、その他にも、上京してくる立法院議員や琉球政府

の職員の必要経費なども、銀行に預けるわけにはいかなかったため事務所で管理していました。更に、サトウキビ団体をはじめ各種団体の要請団やその経費なども管理していましたので大変でした。また、当時は集団就職で上京してくる人も大勢いたので、その方たちからの悩み相談や警察から身柄を引き取って欲しいなどの連絡が入り、事務所の電話は日中鳴りっぱなしの状態でした。

— 本来の経理業務だけでなく、その他の対応にも振り回されていたようですが、何かそれにまつわるエピソードがありますか。

新垣 大変だったのは、東京事務所開設以来、初めての会計検査がありました。その検査のために数々の帳簿を正に作らないといけなくなり、残業で大変な時期に帳簿類を家に持ち帰って妻にも手伝ってもらいました。ある日の登庁時に、帳簿を電車内に忘れて困り果てていましたが、銀座の会社員の方がそれを拾い機転を利かせて連絡をして頂き届けてくれたので、無事に処理することができ、とても助かりました。

— 東京事務所の位置づけは、どうなっていたのですか。

新垣 東京事務所は布令で設置され、日本政府と米国との間でまとめた業務の調整役のみを行うものとされていました。現在の所長は部長クラスですが、当時の所長は次長クラスでした。ですが、東京事務所は外国扱いで、外車を所有していても自動車税もかからず大使館と同等の扱いでした。ウイスキーもたくさん沖縄から持ってきたりしていました。私たちの給料はもちろん琉球政府から支給されるわけですが、税金は日本政府ではなく琉球政府に源泉徴収



インタビューを受ける新垣氏

されていました。

— 日本政府の高官にもお会いする機会も
ありましたか。

新垣 琉球政府からの陳情団などの日程調整の際に、局長や秘書官に会わせてもらったり、印象に残っているのは、大田首席と総理大臣になる前の田中角栄氏や衆議院議長を務められた前尾繁三郎氏らとの会食に同席したことがあります。隅っこに座り仲居さんに指示をしていたら、一緒に話を聞きなさいと言われ話を聞くことになりましたが、どのような話だったのか記憶にありませんが、このような場所に立ち会うことができたということは、非常に良い思い出となっています。

突然の人事

— 東京事務所から次は、どちらに
異動されましたか。

新垣 実は、1965年2月に、先ほど話した会計検査の結果報告と検査院から資料要求があり、資料説明のため沖縄へ出張してきました。前職場でもある厚生局長、東江成忠さ

んにお会いして帰ろうとすると、「新垣君一緒に仕事しようや」と言われ、「どうしたのですか」と尋ねると「公衆衛生課に来てくれないか」ということでした。今回の会計検査を契機に会計処理を整理したいし、日本政府の援助も増えてきているのでその対応検討している最中なのでタイミングが悪い。また、個人的には「子ども達も東京での生活に慣れてきたし小学校に上がることを楽しみにしているの、後1、2年は現状」とお願いし、「じゃあ仕様がなね」とのことで席を後にしました。

ところが翌日、会計検査院に行ったら職員からもう挨拶回りですかと言われ何のことかわからずにいると、「あなたの異動が新聞に載っているよ」と言われ、びっくりして東江局長に電話すると「成り行き上、君が適任だと推薦もあってなってしまった、宜しく頼む」と言われました。正に異常な人事でした。

— 東京に帰られご家族に伝えられたのですか。

新垣 結局、2月20付で公衆衛生課の庶



聞き手の前津先生

務係長に発令されたので、家族には辞令が出たので沖縄に帰らないといけないと電話で伝えたところ、またもかたがっかりした様子でした。

発令前に課長に会うため公衆衛生課に行くと、挨拶を促されたので、「今回の人事は、やり方に不満ですが顔なじみの皆さんと一緒に仕事ができることは嬉しい。以上」と終わったら大笑いで拍手してくれました。辞令をいつ、どこで、誰から受けたのかまったく記憶がない。

— 突然の人事でしたが、公衆衛生課での主な業務は何でしたか。

新垣 精神病者対策事業です。1965年8月に精神衛生係が配置されるまで、専従の担当者がいなくて、保護申請があっても調査にも行けず保護申請書が山積みの状態でした。そのため、家族は私設の監置室に監置するか又は私費で入院させるしかなかったのです。その改善を図るためには、精神衛生係の新設、専門医師及び収容施設の療養床不足の解消を図ることが必要でした。そのため、「予算の範囲内」となっている予算額を見直さなければなりません。その根拠となる現状把握がなかったので、精神衛生実態調査を計画・実行させたのです。この調査結果は、沖縄における精神衛生行政を推進するための基礎資料として活用され、精神衛生費の増額や精神療養床の増加に繋げることができました。様々な方々とのネットワークのお陰で難航していた事業が半年ででき、黒子役を果たすことができたものと自負しています。

再び予算部へ

— 重要な事業を半年で成し遂げられた後、どちらに異動されましたか。

新垣 1965年8月、再び予算部に戻り、予算の執行を担う司計課長、68年2月からは予算課長を務めることになりました。1962年から琉球政府に対する日本政府の援助がスタートしたのですが、援助金をどの事業に使うかは日米協議会で議論することになっていました。しかし、米国は日本政府の援助はもらうが、それをどこに使うかについては、施政権は俺達の方にあるので俺達が決めるという意識が強かったと思います。そのため琉球政府や日本政府が希望するような使い方が十分できませんでした。さらに、米国の製品を優先的に購入しなければならないバイアメリカン制度というものもありました。



聞き手の仲地先生

日本政府からのアドバイス

— 日本政府の援助も始まり、琉球政府の財政状況は好転しましたか。

新垣 援助があっても特定財源でしたので、財政状況は相変わらず厳しい状況にあ

りました。それは、米国民政府の健全財政主義の方針から起債や借入れが認められなかったせいでもあります。しかし、1967年に予定していた米国援助金の削減による歳入不足を補うため、初めて琉球政府資金運用部（郵便貯金や失業保険等の積立金を原資として設けられた）から、借入れを行いました。実は、この方法を教えてくれたのは大蔵省と郵政省でした。ただ、琉球政府には外交権がありませんから、日本政府が行っていた財政投融资のシステムを教えるという事でアドバイスしてもらったのです。

ZENTOSHIKIN（前渡資金）

— それ以外にも、米国の影響を受けた琉球政府独特の制度がありましたか。

新垣 琉球政府の発注する事業は、全て終了後に支払う制度でした。ですから、資本を持っている会社でなければ入札に参加できませんでした。前払い制度を求める事業者からの要望も強く、また日本政府でも取り入れている制度でしたので、業者育成のためにも前払い制度が必要だと主張して、立法院で制度化してもらいました。しかし、USCARが非常に反対して実現までに大変な道のりでした。

ちなみに、琉球政府時代の当初は、職員の旅費も清算払いで出張後に請求して支払ってもらう仕組みでした。職員の負担になるので、前払いに変えようとUSCARと交渉して制度化してもらいましたが、USCARはその制度を「ZENTOSHIKIN（前渡資金）」と日本語をローマ字読みした名称にしている、面白い名称だなと思いました。

— 予算部の司計課長、予算課長を経験されたわけですが、新垣さんから見て、予算部はどのような部署でしたか。

新垣 予算部局は事業部局からすれば、トップ役に見えたと思います。しかし、琉球政府全体の資金繰りが上手く行かなければ、執行を認めるわけにはいきません。私たちからすれば、資金繰りの問題で執行しなかっただけでしたが、執行を止められた立場からは憎まれ、意図的に止められたと感じた方々もいたと思います。泥をかぶるのは予算担当でした。予算部自体は技術的な世界だったからこそ、私も早く係長、課長にもなれたものと思います。

イモ・ハダシ論争

— 予算課長から次は、どちらに異動されましたか。

新垣 1968年8月から企画局企画部計画官に異動して、農林担当の振興開発関係の仕事をするようになりました。最初は西表島の開発担当でしたが、その後3ヶ月後に総括担当の計画官配置換えとなりました。主席選挙の時期とも重なり、与野党が資料を求めたので振興開発に関連する資料を利用して、復帰したらこうなるという資料を作成して提供していました。例えば、税金は現在、琉球政府分しか納めていないが、復帰すると国税も納めることになるので税金が増える。従って、当分の間は経済はそんなに良くなりませんとの趣旨の資料を出したところ、いわゆる「イモ・ハダシ」論争が起こったのです。資料の解釈の違いから、一方はその資料を見て経済が良くなるのではないのは「当分の間」だと、他方は、復帰は時期尚早と解釈して、段階的に復帰すべきだと主張したのです。根底には、祖国復帰をしたいという気持ちはあるが、経済

的自立はまだ早いかなどという迷いのある時期でもありました。

再び東京事務所へ

— その頃は復帰を控え何かと慌ただしい時期だったと思いますが、新垣さんは復帰にはどのように関わられましたか。

新垣 1969年1月から72年の復帰翌年まで総務局東京事務所渉外官として、琉球政府の要望を大蔵省をはじめ各省庁に伝える仕事をしていました。渉外官の前任者であった里春夫さんが予算部長として戻ることになっていたの、予算の仕組みを知っていて各省庁との付き合いがあるのは、予算部出身者しかいないと予想していたのが私に回ってきたのです。日本政府からの援助金が重要でしたので、内密に話ができる方々との人脈作りをしながら、日本政府と琉球政府からの問い合わせに応じていました。復帰前ということもあり非常に忙しかったです。

琉球政府に外交権はありませんから連絡係のようなものでしたが、在任中は公式にUSCARの行政監査を行けたことがあります。彼らは事前に調査をしていて、何月何日に大蔵省と自治省に行っているが、どのようなやり取りをしているのか質問されたこともありました。

日本政府援助金

— 日本政府からの援助金について、そのしくみ・内容、USCARとの関連と東京事務所の役割はどうでしたか。

新垣 日本政府による沖縄援助は昭和27年(1953年)度から始まり、当初は沖縄の教員の本土での研修と学生を本土大学

に進学させる入学資金給与等の技術援助でした。その後、昭和31年(1957年)から特殊法人南方同胞援護会を通じて沖縄の民間団体があるいは個人に給付する援助が行われました。

昭和36年(1961年)6月の池田・ケネディ会談で日米協力して沖縄住民の安定と福祉を増進する為の努力を払うことで合意が成立し、昭和37年(1962年)に初めて琉球政府予算に育英奨学事業援助として計上されました。

昭和38年(1963年)度から琉球政府に対する本格的な財政援助が開始されたのです。特に、昭和40年(1965年)の佐藤首相の沖縄訪問以後、援助の額、内容ともに充実されてきました。

昭和39年(1964年)4月には、日米両国の沖縄に対する経済援助について両国政府の政策を調整する為の、日米協議委員会及び経済援助の運営及び実施に関して生ずる問題を検討するため、日・米・琉技術委員会が設置されたのです。援助金は、日・米・琉技術委員会が設置されるまでは琉球政府が直接、日本政府へ折衝することは米国民政府布令により禁じられていたのですが、設置後は円滑になされるようになったのです。

日米協議委員会代表は、首席代表者として外務大臣・総理府総務長官並びに駐日米大使によって構成されており、日・米・琉技術委員会は議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者1人、総理府総務長官が指名する職員1人及び琉球政府行政首席またはその代表者1人によって構成されたのです。その会議には、行政首席代理を補佐する役として総務局長、企画局長、予算部長、予算課長が参加していて、私も司計課長として参加していました。貴重な経験をさせて頂きました。

琉球政府に初めて予算計上されたのは、昭和36年（1962年）池田・ケネディ会談で合意が成立した時からでした。（私はその時は、東京事務所勤務でした）最初の援助金は約10億円となっていて大蔵省側からは、それ以上の要求を予想していたらしく総理府の他部局から殿様予算と言われて羨ましがられたとの話を聞かされる程でした。

2年目は18億円と増えましたが、3年目は同額の18億円でした。その時の高等弁務官はキャラウェイ氏で、施政権者としてプライドがそうさせたのではと囁かれています。彼が離任した翌年は10億円増えて、そしてその翌年は何と倍増の58億円となっていったのです。そうすると、大蔵省の態度が変わりだしてきて最早「援助金」は「プレゼント的」だという時代は終わり、本気で査定すべきとの流れに渡ってきた様に思えました。

琉球政府の歳入にどかっと根を下した「日政援助」は、年毎に増額されて今や後に引くことができない様になり定着してきて、道路・港湾・土地改良等、継続事業の多い大型の公共事業へ広がり、ついには生活保護事業や厚生年金事業及び義務教育教職員給与の国庫負担相当分まで援助金の守備範囲が拡大して、復帰直前では年間総額560億円（昭和47年度分も含めて）に達していました。

援助予算の額と範囲が拡大するにつれ米国側の対応も柔軟さは見えましたが、基本的には琉球政府との直接協議は禁止されていました。しかし、大蔵省の査定も厳しくなり琉球政府からの情報提供がないと予算説明に支障をきたすのは当然であり、そのため援助金の予算要請時期である8月と年末には、対策本部なるものを東京事務所に置き対応したのです。その時期は、琉球政

府各部局の予算担当職員100人程が説明員として上京していました。まさに猫の手も借りたい多忙の季節となりました。

— 日本政府からの援助で助かったものは、何でしたか。

新垣 行政経費の援助としての地方交付税交付金です。復帰直前の71年から始まったものですが、沖縄は米国の統治下にありましたから対象外でした。沖縄に地方交付税の一部を沖縄に振り分けることは、交付を受けてきた自治体にとっては取り分が減るわけです。そのため、地方六団体から了解を得る必要があり奔走しました。また、復帰する際の予算面での懸案事項の一つに琉球政府の債務の問題がありました。国と県とで借金を、国が三、県が七というかたちで按分して処理をしましたが、最終的には特別交付税などで面倒を見てもらった記憶があります。

通貨交換

— 予算以外での懸案事項としては、何がありましたか。

新垣 通貨交換です。県民の保有するドルだったものを確認するために交換した際に証紙を貼る予定でしたが、それはまずいということになり、朱肉を鉛筆の後ろで押すことになりました。

実は、副主席名で秘密裏に何に使うか明らかにされないまま、「すぐに剥がせるような特殊なのりを調達してほしい」とお願いされて準備していました。結局、そののりは使われなかったのですが、その後どうなったか、里春夫さんに聞いたところによると、管財課の倉庫に保管されていたようで、最終的には学校に配ったようです。

また、職員の人員体制をどうするかが課

題となっていました。国の仕事をしていた方は国へ、市町村の仕事をしていた方は市町村へ移行することになっていましたが、財務関係で一番大幅に動いたのは、税務担当者たちでした。国税に移るか、県税に移るかということでしたが、県税を希望する方々が多かったように記憶しています。私は国税庁の幹部室に呼ばれて、琉球政府の主税課の方々について、どのような人物か尋ねられました。その方々を知ってはいましたが、「よくわかりません」で押し通し非常に困りました。

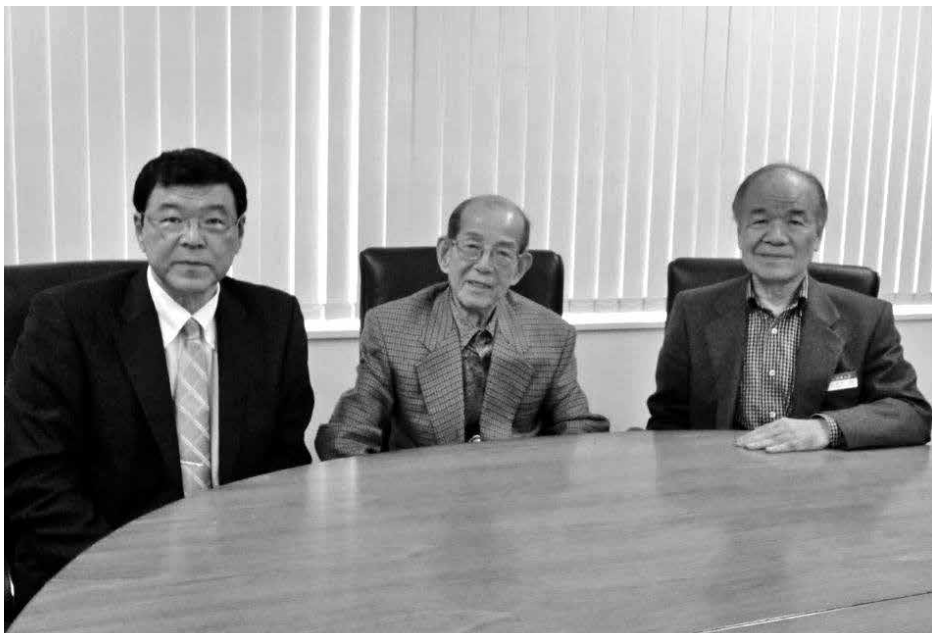
復帰の時、大蔵省の方から「琉球政府、よくこんなに一国並みの大きな仕事をやっていたんですね」と感心しておられたのが記憶に残っています。

— 1972年5月15日の復帰の日は、どちらで迎えましたか。

新垣 東京事務所で勤務していました。式典には参加していません。その日は、電話が鳴りっぱなしで非常に忙しかった記憶があります。

— 長時間に亘り貴重なお話をいただき、ありがとうございました。次回は、復帰後のお話をお聞きしたいと思えます。

(聞き手・沖縄国際大学教授 前津 榮健)



～ 令和の離島医療のゆくえ ～



公益社団法人地域医療振興協会

沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作

いよいよ本格的な夏の到来です。いかがお過ごしでしょうか？

公益社団法人地域医療振興協会・沖縄地域医療支援センターの崎原です。

本県の離島医療の現場や課題などをご報告してまいりましたが、令和という新しい御代へ替わった最初のご報告は、本県の離島医療が新しい時代にふさわしい大発展を遂げて欲しいという期待をこめて、「令和の離島医療」のテーマで、私なりの離島医療新しい方向性についてお伝えいたします。

その前に、今日の我が国の医療を取り巻く背景の変化から述べたいと思います。

保健医療計画とへき地保健医療計画の統合

これまで国は、へき地における医療水準の向上を図ることを目的として、昭和31年から概ね5年ごとにへき地保健医療計画を策定し、各種の施策を講じてきていました。しかしながら平成30年、これまで並行して策定されてきた医療計画とへき地医療計画を統合しました。昭和31年の第一次計画から平成29年に終了した第十一次

計画までの60年間のへき地保険医療計画に基づき、数々の施策がなされて来たにもかかわらず、今日においてもいまだにへき地医療の課題は山積み状態のままです。本県の離島医療が医療計画の統合によって、県全体の医療計画の中にへき地医療が埋没しないように、これまで以上に声を上げ続けていかななくてはなりません。

疾病構造の変化に伴う医療サービスの変化

歴史上かつてないスピードで超高齢化社会へ突き進んでいる我が国では、疾病の構造が感染症や外傷・事故などの急性期疾患から高血圧、糖尿病などの慢性期疾患へと移行してきています。いわゆる生活習慣病と呼ばれる疾患群は増加の一步を辿り、これまでのような医療機関内で疾患が完治し、健康人となって日常に戻っていくのではなく、病気を抱えながら退院し、日常生活を送らざるをえない。そんな人が多くなってきています。これまでのような医療機関に限定された診療から、地域に行って、それこそ患者個人の生活習慣に迫って、元になっている悪い生活習慣を患

者と一緒に変えていく、生活密着型の医療サービスが今後より必要とされるのではないのでしょうか。

また、年齢を重ね体力が衰えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けられる社会の実現に向けて、行政が主導して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築するための取組を推進していかねばなりません。国も2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進していくとしています。

働き方改革

先進国の中で病院勤務医の数が極端に少ない我が国は、医師の偏在という現状も相まって、医師の過重労働が問題視されました。国の新しい働き方改革の下では、時間外労働の上限規制が定められます。医師に関しては5年間の猶予はありますが、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできないとされています。これまでの医師の働き方では不適切な労働と捉えられることになるため、根本から働き方を見直していかざるを得ません。一人一人の医師の時間外労働時間が制限されることから、今のままでの医師数では到底足りないの、大幅な人員増

が不可欠です。人員増となると人件費が膨れ上がる事になり、抜本的な対策がなされなければ、今後の医療機関の経営が成り立たず、医療機関の維持が困難になってくる恐れがあります。最悪の場合、あちこちで閉鎖する医療機関が出て、県民は適正な医療サービスが受けられなくなる事態も起こり得ます。

このような事態が起こることを見越して、国には（最悪な）兆候が現れる前に是非とも激変緩和策を用意していただきたいものです。

今後の離島診療所の体制

現在の離島医師の勤務の形と働き方改革との整合性をどう取っていくのか、現時点ではまだ見えてきませんが、一人で長時間勤務することが許されなくなるとなると、今ある本県の代診医派遣システムでは到底全部を穴埋めすることはできません。代診医派遣システムの大幅な強化が不可欠です。支援システムの強化の程度にもよりますが、もしかするとこれまでのような診療所の一人体制の継続は難しくなるかもしれません。そうなった場合、複数の医師がローテーションをして一つの島を担当するというシステムも考えていかなければいけないかもしれません。このローテーションシステムを選択した場合、例えば、3～4名の医師が数ヶ月間づつ勤務することになりますが、果たして、住民はこれまでのように「オラの島のお医者さん」と親しみを感じるだろうか心配になりますが、一回の勤

務の期間は数ヶ月ですが、来年も再来年も同じ担当医が交代で来る事になるので、数年も経てばすっかり島のお医者さんとして認めてもらえるようになるでしょう。派遣される医師にとっても、年に3ヶ月程度なら自分の体が元気なうちは何年でもこの島と付き合っていきたいなんて思う医師も出てくるでしょう。住民も遠慮せずに医師の評価が出来るようになるでしょう。あの医者は注射が下手だから変えてくれとか・・・、あの医者は笑顔が素敵だから次回もきて欲しいとか・・・。

医療・福祉・介護の連携

前述したように、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような社会を実現しなくてはなりません。その為には、医療・福祉・介護がシームレスに繋がることを前提とします。地域医療振興協会では、地域医療を「行政と住民と医療人が三位一体となって地元の限りある医療資源を最大限に活用して計画・実行・評価する継続的／包括的医療サービス」と定義しています。行政と医療機関の連携は今後ますますその重要性が増していきます。ところが、現在の我が県の離島はほとんどが県立の診療所であり、組織体の異なる地元自治体の展開する福祉・介護とのお互いの枠組みを超えて踏み込んでいく高度な連携はなかなか難しいところがあります。病院事業局としても離島診療所に新たな機能を持たせるまでの余裕はなさそうです。抜本的な離島医療

システムの再編成が必要かもしれません。

離島救急体制の強化

本県の離島急患搬送は、国レベルでは沖縄県全域で急患搬送を担っている陸上自衛隊と先島地区の急患搬送を担っている海上保安庁、県レベルのドクターヘリ、北部12町村の北部広域レベルのメッシュ（現在、ヘリ搬送は中止しており固定翼での帰島搬送等を行なっている）がそれぞれ担っています。離島からの搬送件数は平成27年度で海上保安庁74件、陸上自衛隊124件、ドクターヘリ225件、そしてメッシュは214件の実績となっていて、年間の離島からの急患搬送件数は637件に上っています。

そんな中、気になるのが、本島周辺は国レベル（自衛隊）、自治体レベル（ドクターヘリ・メッシュ）の二重のセフティーネットがあるのですが、先島地区では国レベル（海上保安庁）しかないということです。中国の領海侵犯が頻発する先島地区において、不審船と急患対応の二つをこなすのは今後かなり厳しくなるものと思われます。県は防災ヘリの導入を計画しているようですが、先島地区を配備予定地区の選択肢に入れていただきたいと思います。

また、それぞれの搬送システムが独自のプロトコルで運用されているのはある程度当然だと思いますが、離島からの急患発生の最初の一報は沖縄県総合指令センターに入り、そこからヘリ搬送に繋がることが多いので、指令センターに急患搬送システム

の運航管理センターをお願いできれば搬送時の時間短縮に繋がるのではないのでしょうか？

離島支援体制の強化

これまで県は色々な支援策を講じてきましたが、離島の不利性を完全に払拭するには至っていません。離島への定住促進のためにも、離島医療は向上し続けなければいけません。これまでの離島医療施策を確実に推し進め、さらに新しい施策を実施していくためには、離島医療に特化した部門が必要です。診療所医師の離島勤務中の研修計画、離島勤務後のキャリアプラン、診療所・拠点病院間の調整等はもちろんのこと、実際の離島に行って支援を行う実働部隊・離島専門医集団を組織することが大事です。急な代診依頼に応えるため、前述した離島ローテーション案の要員としても離島医療に精通した医師団の集積が不可欠です。我が県の離島医療の発展のために是非とも「離島医療センター」を作りましょう。

令和の離島医療に向けて

令和の離島医療のゆくえと題して、ここ10年ほど遅々として進まない離島医療の状況が良い方向へ向かうきっかけとなるよう、私なりに日頃思っていたことを述べさせていただきます。もちろん、今回述べたことが離島医療の進むべき正しい道であるなどとは思っていません。離島関係者に離島医療について考えていただいて、議論を深めて、自分たちで納得して離島医療の未来を選びとっていただくことを望んでいる次第です。



～ 地球温暖化と沖縄 ～



沖縄気象台長

にら さわ
葦 澤

ひろし
浩

「自治おきなわ」読者の皆様、はじめまして。この4月より沖縄気象台長を務めております^{にらさわ}葦澤と申します。

本誌の紙面をお借りして、私の前任である矢野（現札幌管区気象台長）が、これまで4回にわたって沖縄気象台の歴史や業務などを紹介させていただきました。引き続き紙面をお借りして、ただし今回から趣向を変えて、沖縄気象台管内の官署長によるリレーエッセイをお届けします。どうぞよろしくお願いいたします。

リレーエッセイトップバッターの私は、新潟県新潟市で生まれ育ちました。千葉県柏市にある気象大学校の学生として気象庁に採用され、卒業して配属された先は広島地方気象台でした。そこで、気象レーダー観測と気象予報の仕事を経験し、次に茨城県つくば市にある気象研究所で気象観測機器の開発改良に関わる研究をし、さらにその次の勤務官署である気象庁本庁（東京都千代田区）では、それまでの職務経験からは想像もつかない地球温暖化に関する業務に就きました。

気象庁では、二酸化炭素などの温室効果

ガスが大気中で増加し続けた場合の将来の気候をスーパーコンピューターを用いて予測し、「地球温暖化予測情報」として冊子及びデータを公表しています。現在この情報は、2017年に公表した第9巻までを数えますが、私は、その皮切りとなる第1巻（1996年公表）の制作に関わりました。余談ですが、この第1巻の内容を部外の方に説明するために全国の主要都市に出張し、那覇市にお邪魔したこともあります。日帰りという、とても残念な出張でしたが。それはさておき、この第1巻の制作に携わったことで、以来、地球温暖化と関わる仕事から離れていても、温暖化は常々気になるテーマとなりました。テレビや新聞で温暖化という言葉を目にしたり、目にしたりすると、そちらに関心が向かいます。

さて、昨年7月に西日本を中心に大きな被害をもたらした「平成30年7月豪雨」、一昨年の「九州北部豪雨」はまだ皆様のご記憶にも新しいことと思います。今年5月には与那国島で「50年に一度」の豪雨が観測され、浸水被害などが発生しました。これらの事例に見られるように、近年豪雨

災害は激甚化する傾向にあり、災害の防止・軽減にこれまでの経験だけでは対応しきれない恐れがあると言えます。このうち、「平成30年7月豪雨」についてはその後、気象庁が運営し、大学・研究機関等の専門家で構成される「異常気象分析検討会」において検討され、地球温暖化による温度上昇によって大気中に含まれる水蒸気量の増加が寄与していたと指摘されています。

また、昨年各地で台風の被害も多く発生しました。台風第21号は大阪湾で大規模な高潮を発生させて関西空港を水没させる未曾有の被害をもたらした。台風第24号は沖縄本島のすぐ近くを非常に強い勢力で通過して、本島地方を中心に各地に、堤防等の損壊、浸水・冠水、長時間の停電などの被害をもたらしました。

沖縄気象台では、日々の天気予報や台風、大雨など災害をもたらす顕著な気象現象に対する防災情報の適時的確な発表に力を注ぐ一方で、前述のように近年激しさを増す気象災害の背景にあるとされる地球温暖化に伴う気候変動の監視にも尽力しています。

沖縄地方では、この100年間に年平均気温が約1.2℃上昇したことが分かっています。もし現在のペースで温室効果ガスの排出が続いて地球温暖化が進行すると、21世紀末には沖縄の年平均気温がさらに約3℃上昇すると予測されています。日々の気温で見ると、熱帯夜（日最低気温25℃以上）は現在の約2倍の180日ほどに、現在沖縄では滅多に現れない猛暑日（日最

高気温が35℃以上）は約60日になると予測されています。沖縄周辺を含む日本の南海上では猛烈な勢力に発達する台風が将来増えると予測されています。地球温暖化による気温上昇により、私たち自身の健康や生活への影響とともに、生態系や農業生産への影響が懸念されます。さらに、地球温暖化の影響は陸上だけではなく、沖縄県を囲む海は、年平均海面水温が100年間当たり約0.8～1.2℃上昇していることが分かっています。海面水温の異常な上昇もしばしば見られ、サンゴの白化などの生態系への影響やモズク養殖など水産業への影響も顕在化しています。

昨年末には「気候変動適応法」が施行されました。これまで、地球温暖化対策と言えば、温室効果ガスの排出削減を目指す地球温暖化「緩和策」が主でした。しかしながら、益々顕在化してくると考えられる温暖化の影響を少しでも低減するための温暖化「適応策」も重要度が増しており、気候変動適応法により適応策の法的位置付けが明確になりました。これにより市町村におかれましても「地域気候変動適応センター」としての機能を担う体制が求められることになりました。気象台としてご協力できることがございましたら、いつでもご相談いただければと思います。

さて、今回は地球温暖化の話が主になってしまいましたが、地域防災や地場産業の振興など、さまざまな場面で住民の皆様、地方自治体の皆様のために引き続き尽力していく所存でございますので、どうかよろ

しくお願いいたします。

次回は、八重山地方の気象観測や予報を担っている石垣島地方気象台長からのエッセイをお届けする予定です。



平成 31 年度 沖縄振興拡大会議

平成 31 年度沖縄振興拡大会議が、去る 4 月 26 日（金）に市町村自治会館で開催されました。玉城デニー知事ら県 2 役、各部局長等の幹部職員や県内 41 市町村長並びに議会議長が出席されました。



平成 30 年度の市町村要望事項に対する措置状況

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項 (平成 30 年度)	措置状況
1	日米地位協定の見直しについて	<p>日米地位協定の見直しについて、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。</p> <p>県としましては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成 29 年 9 月には、平成 12 年に実施した同協定の見直しに關す</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>る要請以降の状況の変化を踏まえ、市町村等の意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府へ要請を行っております。</p> <p>また、全国知事会においては、平成30年7月に、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で決議し、同年8月には政府に対して提言を行っております。</p> <p>今後とも、軍転協や全国知事会、渉外知事会、各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。</p>
2	台風災害による支援策について	<p>本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っております。</p> <p>台風災害に対する災害復旧制度については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別の財政支援等の国による財政援助制度により、道路、港湾、農地、農業用施設等公共施設の早期の機能回復に努め、生活環境の回復を図っております。</p> <p>災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っているところであり、平成22年度に被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和の実施、平成23年度に地方交付税の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じ交付可能としたこと、平成24年度には災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みが創設されるなど、一定の成果が表れているところであります。</p> <p>平成30年度には、全国知事会から国に対し、「平成30年7月豪雨を踏まえた緊急要望」（7月25日）等による要請を行っております。</p> <p>県といたしましては、災害復旧制度を活用して台風災害に対する早期の災害復旧ができるよう務めるとともに、国に対し災害復旧制度の改善等を要請していきたいと考えております。</p>
3	不発弾等の早期処理について	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>に立ち、近年では、平成 30 年 3 月と平成 30 年 10 月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところであります。</p> <p>1 (1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成 21 年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p> <p>2 (1) 及び (2) 不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>
4	離島振興に向けての財政支援について	<p>県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。</p> <p>新たな交付金の設置につきましては、平成 24 年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>
5	『離島空路整備法(仮称)』の制定について	<p>離島航空路線は離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、その安定的な運航や運賃の低減を図るため、国及び関係自治体による運航費や航空機購入に係る財政支援に加え、航空機燃料税など公租公課の軽減措置が実施されております。</p> <p>県では、これらの支援措置をより確実とするため、離島航空路線を有する関係 6 道県で構成する「離島空路問題協議会」において、新たな法制の整備を国に要請してきたところであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>県としましては、引き続き関係道県と連携し、法整備の実現に向けて取り組んで参ります。</p>
6	<p>特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について</p>	<p>(1) 県は、市町村に勤務する保健師の資質向上を図るための研修会及び特定町村の要望に応じた現任教育を実施しております。</p> <p>(2)(3) 特定町村において、保健師に欠員が生じた場合には、「沖縄県保健師等人材確保・育成支援計画」に基づき、退職保健師等によるスポット的支援や保健所と連携し新任保健師の現任教育支援等を行っているところであります。</p> <p>保健師の配置につきましては、市町村に対し、地方交付税が措置されているほか、市町村がへき地保健指導所に保健師を配置し、無医地区等の住民に保健サービスを実施する経費の一部を補助する「へき地保健指導所運営事業費補助（国庫補助）」措置があり、平成 30 年度は 9 市町村 11 指導所が制度を活用されています。</p>
7	<p>離島医療の充実強化について</p>	<p>県では、県立病院での専門研修による専攻医の養成や自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部と連携した医師修学資金等貸与事業、県内外の医療機関から医師を派遣する事業、平成 26 年度に設置した「沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金」の活用により医師の確保を図っております。</p> <p>また、医師が研修等で不在となる際の代診医派遣、眼科や耳鼻科等の専門医による巡回診療も実施しており、今後とも、離島・へき地における医療提供体制の確保に努めてまいります。</p>
8	<p>国民健康保険事業に対する財政支援について</p>	<p>沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、平成 29 年度に約 146 億円、平成 30 年度に約 188 億円が交付され、平成 31 年度は約 228 億円の見込みとなっており、高齢化の進行に伴い、年々、増加してきております。</p> <p>しかしながら、平成 20 年度に退職者医療制度に替わり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県としては、本来であれば、制度移行時に本県の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和措置が必要であったと考えております。</p> <p>そのため、県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>殊事情に配慮した特段の財政支援について国に要請してきたところであり、今後とも市町村及び国保連合会と連携し、適切に対応していきたいと考えております。</p>
9	<p>日台漁業協定の抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取締りについて</p>	<p>平成25年5月に、沖縄県の頭越しに発効した日台漁業取決めについて、県と漁業関係団体は、国に対して抗議を行うとともに、取決め適用水域の一部撤廃、操業ルールの確立、違法操業を行う外国漁船への取締り強化等について、要請を重ねてまいりました。</p> <p>周辺海域の取締りについて、国は平成26年4月に「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」を設置するとともに、漁業取締船を増派し、対応しております。</p> <p>操業ルールについては、平成30年3月に開催された日台漁業委員会会合において、水産庁をはじめ、沖縄の漁業者等の関係者が粘り強く台湾側と交渉を行った結果、4年振りに操業ルールが見直され、平成31年の漁期についても、引き続き、同様のルールで操業することが合意されました。</p> <p>県としましては、本県漁業者の安全操業の確保や、八重山北方三角水域における新たな操業ルールの運用状況の把握に努めるとともに、更なる操業ルールの見直し等、諸課題の解決に向け、引き続き、国や漁業関係団体と連携し、取り組んでまいります。</p>
10	<p>海岸漂着ゴミ処理対策について</p>	<p>海岸漂着ゴミ対策については、平成30年度においても国の地域環境保全対策費補助金を活用するとともに、海岸清掃に係る県予算を計上し、市町村・地域住民及びボランティア団体の協力を得ながら海岸漂着物対策を実施しております。また、国に対しては、引き続き、財政支援の継続や海外由来の漂着物に関する発生源対策を求めているところであります。</p> <p>今後とも、関係機関、地元市町村、ボランティア団体等と連携を図りながら、海岸漂着ゴミの処理対策等に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
11	<p>文化財保護に関する県補助金の増額について</p>	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業について</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>は補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通な財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努力していきたいと考えております。</p>
12	子どもの貧困対策について	<p>「沖縄子供の貧困緊急対策事業」について、事業の成果や市町村の意見も踏まえ、沖縄県から内閣府に対して支援の拡充及び継続等について要望してまいりました。</p> <p>平成31年度は、これら要望も踏まえ、市町村事業として新たに「拠点型子供の居場所の運営支援事業」、「若年妊産婦の居場所の運営支援事業」、「子供のシェアハウスの運営支援事業」、「居場所の連絡会運営事業」、「地域の体験活動等との連携事業」が追加されることとなり、既存の「子供の貧困対策支援員配置事業」、「子供の居場所の運営支援事業」、「地域の連携協議会運営事業」とあわせ、地域の実情に応じ柔軟に事業展開できるよう見直しが行われております。</p> <p>また、事業の継続についても、補助率の一部見直し（既存事業は9/10、新規事業は10/10）があったものの、市町村が事業を継続して実施できる水準が維持されたものと考えております。</p> <p>今後の事業のあり方につきましては、市町村の要望も踏まえ、引き続き、内閣府と調整して参りたいと考えております。</p>



II 各地区提出要望事項

① 北部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	北部圏域の県土の均衡ある発展に資する公共交通の充実について	<p>現在、北部圏域では、15系統の路線バスが地域間を運行しており、地域住民の日常生活を支える足として、重要な役割を担っております。</p> <p>しかしながら、バス利用者の減少とともに、運行回数の減少など利便性の低下が課題となっております。</p> <p>このため県では、国、市町村と協調して赤字路線の運行費を補助するとともに、コミュニティバスの運行の促進などバス交通の改善に努めております。</p> <p>今後とも、北部圏域の公共交通の充実に向けて、国、市町村と連携して、利便性向上に取り組んでまいります。</p>
2	サイクリストが安全・安心かつ快適に走れる道路環境整備について	<p>県は、平成28年度健康長寿おきなわスポーツプラットフォーム形成事業で、行政、観光協会、民間事業者、サイクリング協会等が協力し、地域の意向を取り入れた周遊ルートの設定やサイクリングラック設置等の環境整備を行いました。</p> <p>北部地域自転車ネットワークの状況については、平成29年度に北部市町村会にて北部全域を結んだ「やんばるサイクリングロード」の計画を行っており、現在は、各市町村毎に「やんばるサイクリングロード」のルートを踏まえ、自転車活用推進計画の策定に取り組んでいくことを確認しております。</p> <p>また、国・県の共催で本部半島・羽地内海サイクルツーリズム協議会を開催しており、国、県、名護市、本部町、今帰仁村等が委員となり、コースの走行環境、受入環境などを検討しているところであります。</p> <p>県としては、市町村の計画策定支援を行うとともに、関係市町村と連携して自転車通行空間の整備に取り組んでいきたいと考えております。</p>
3	沖縄鉄軌道の整備実現に向けて	<p>県は、これまでに概略的な検討を行う構想段階として、鉄軌道の計画案づくりに取り組み、平成30年5月には、「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定し、県としての考え方を取りまとめたところです。</p> <p>今後、県としては、具体的な駅位置やルート等を検討する計画段階に速やかに移行するため、国の調査において示された諸</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>課題等について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいります。</p> <p>駅周辺のまちづくりについては、地元市町村の主体的なまちづくりを前提として、具体的な駅の位置が決まった後に詳細な検討が必要となります。県としては、高齢化社会への対応や地域の活性化、自然・生活環境等への影響等幅広い観点から、まちづくりの主体である市町村が先行して調査・検討を進めることは、今後の取組への円滑な移行に繋がるものと考えております。</p>
4	名護中央公園の桜の育樹及び管理について	<p>名護中央公園の桜については、指定管理者において、育苗を行い、部分的な植え替えを行っているほか、桜の状況に応じて施肥を行う等、適切な管理に努めております。</p> <p>また、「さくら開花促進プロジェクト」の育樹活動にも継続して参加しているほか、平成31年1月には、「名護さくら祭り」の開催に合わせて、名護市と協力して除草作業を行ったところであり、引き続き名護市と連携して公園内の桜を含め、公園施設の適正管理に努めていきたいと考えております。</p>
5	塩屋湾の港湾整備について	<p>塩屋港は、昭和62年に開催された海邦国体において、漕艇競技の会場であったため競技艇用の斜路と艇庫を整備した経緯があります。</p> <p>塩屋湾の付近には、塩屋漁港も整備され、漁船等に有効利用されております。塩屋港の港湾整備については、船舶の需要、利用形態等の調査を行い、港湾整備の必要性について検討したいと考えております。</p>
6	大宜味村内の河口閉塞の改善について	<p>普通河川については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、大宜味村内の普通河川についても村が主体となって整備等に取り組む必要があります。県としては、村への技術的な支援や協力を行っていきたいと考えております。</p>
7	不発弾等の処理について	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。</p> <p>不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p> <p>今帰仁村沖で発見された不発弾等の海中爆破については、平成30年9月に海上自衛隊、今帰仁村、沖縄県（自然保護課、防災危機管理課）で対応を協議したところです。その中で、沖縄県としては不発弾等の水中爆破の際には、ジュゴン等の存在の有無を確認し、周辺水域でジュゴンを発見した場合は、入水規制区域（半径3,000m）外へのジュゴンの移動を確認後に処理を行うなど、環境に最大限の配慮を行うよう海上自衛隊に対し要望したところです。</p> <p>今後も引き続き、ジュゴン等の存在の有無を確認した上で、安全に処理を行うよう、今帰仁村や海上自衛隊等と連携し調整を図ってまいります。</p>
8	地域高規格道路「名護東道路」の本部方面への延伸について	<p>名護東道路は、国が整備を進める名護市伊差川から数久田まで延長6.8キロメートルの地域高規格道路であります。</p> <p>国道58号名護東道路の伊差川から先の延伸については、国において北部地域全体の振興に資する道路網のあり方の中で検討しているとのことであります。</p>
9	米軍施設跡地利用整備計画の促進について	<p>恩納通信所返還跡地利用について、県は、「恩納通信所返還跡地利用基本構想策定委員会」への出席や、恩納村からの相談に引き続き応じるなど、同村の主体的な取組みを尊重しながら、跡地利用に向けた取組みに協力してまいります。</p>
10	県道104号線の整備について	<p>県道104号線については、安富祖から喜瀬武原までの区間を平成17年度から事業着手し、安富祖入口から約800m区間を完了しております。</p> <p>残るゴルフ場入口付近から喜瀬武原の区間については、キャンプハンセンの一部返還協議が進展していないことから事業が中断していますが、引き続き関係機関と調整を図り、事業再開に向け取り組んでいきたいと考えております。</p>
11	宜野座恩納線（県道）の整備促進について	<p>宜野座恩納線（仮称）については、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する広域道路ネットワークの東西骨格軸と位置付け、過年度に概略ルート案を検討したところであります。</p> <p>当該道路については、米軍基地内を通過し、県道104号線と</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>接続することから、宜野座村や金武町及び恩納村と連携し、関係機関と調整を行っていきたいと考えております。</p>
12	<p>漢那福地川の整備について</p>	<p>当該河口は村管理の漁港区域となっており、しゅんせつ等については管理者において対応する必要があるものと考えております。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2級河川の下流端は、旧国道329号までである。 ・ 旧国道329号から下流は、宜野座村管理の漁港区域となっている。
13	<p>スマートインターチェンジの設置について</p>	<p>県道104号線沿いへのスマートインターチェンジの設置については、平成31年3月に開通した金武バイパスによる国道329号の交通渋滞緩和など、交通状況の変化を踏まえ検討する必要があると考えております。</p>
14	<p>県立移民資料館（仮称）の誘致について</p>	<p>移民資料館に類似する施設については、県単ハコ物事業凍結の方針やインターネットの急速な普及など状況の変化があり、平成18年度に一度建設計画が廃止になっています。</p> <p>加えて、県のその後の調査でも県外における類似施設においては来場者の確保が課題となっていることや、管理運営費に見合う費用対効果をあげることが厳しい状況にあるということが分かりました。</p> <p>一方、現在類似施設に関する設置要請書の提出がなされており、目的や機能等について、様々なご意見があります。</p> <p>県としては、こうした様々な意見の集約状況を見ながら、実現可能性を含めどのような方策があるのか検討している段階であります。</p>
15	<p>運天港の港湾整備事業の促進について</p>	<p>係船柱については、緊急避難時における運用上の課題もあり、平成30年度に実施設計を終え、平成31年度に整備工事を予定しております。また、陸電設備および岸壁の整備については、その使用頻度、方法等を現地確認するとともにヒアリングを行ないたいと考えております。</p>
16	<p>水道広域連携による城山配水池までの送水</p>	<p>水道事業は、市町村経営が原則であり、県が水道施設の整備及び維持管理を行うことは難しいと考えておりますが、現在、</p>

番号	要望事項	措置状況
	施設整備について	県が進めている水道事業の広域連携の中で検討していきたいと考えております。
17	伊平屋空港建設について	<p>伊平屋空港の整備については、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。</p> <p>県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、航空会社との意見交換、需要予測などの確認・検証や関係機関との調整に取り組んでいるところであります。</p> <p>今後は、気象観測調査を継続するとともに、航空会社の就航意向取り付けや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期に事業化できるよう引き続き関係機関との協議・調整を行ってまいります。</p>
18	伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について	<p>伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に、整備の可能性調査を実施しております。</p> <p>その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。</p> <p>建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は、環境面の調査を行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査・研究に取り組んでいきたいと考えております。</p>

② 中部地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	企業主導型保育事業の地域枠入所保護者に対する保育料補助について	<p>企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、国において平成28年度から実施されております。</p> <p>国においては、令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳児については住民税非課税世帯を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施することとしております。</p> <p>企業主導型保育事業についても無償化の対象とされており、</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>保育を必要とする子どもの標準的な利用料を無償化することとしております。</p>
2	<p>キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区の早期返還について</p>	<p>「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」について、県は跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還時期等について地元の意向に配慮することなどを求めているところであり、引き続き軍転協等とも連携し取り組んでまいります。</p>
3	<p>うるま（仮称）インターチェンジの設置と東西連絡道路の整備について</p>	<p>うるま I C（仮称）及び勝連半島と連絡する道路については、ハシゴ道路ネットワークの整備計画に位置づけされておらず、県では、沖縄北 I C の渋滞対策や池武当 I C の新設に向けた調整を行っているところであります。</p> <p>うるま I C（仮称）等については、交通需要や整備効果等を踏まえ、県とうるま市の連携を図りつつ、幹線道路ネットワークとしての位置付けを検討する必要があると考えております。</p>
4	<p>県道 33 号線の延伸整備について</p>	<p>県道 33 号線（具志川前原線）の金武湾沿岸を北上する道路については、沖縄県広域道路整備基本計画における広域道路に位置づけされていないため、今後の土地利用計画や交通需要を踏まえ、幹線道路ネットワークに位置付ける必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>
5	<p>県道沿いの景観形成について</p>	<p>県道沖縄嘉手納線のバス停上屋の補修については、平成 30 年度に設計を行っており、平成 31 年度に工事を行う予定であります。</p> <p>植栽管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」に基づき、適正な雑草対策に関する技術の活用を図っております。</p> <p>併せて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワーケリエイション事業の実施や、道路ボランティア団体による植栽管理を推進するなど、良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。</p>
6	<p>県道浦添西原線の早期整備について</p>	<p>県道浦添西原線（西原町嘉手苅～小那覇）については、未買収用地の任意による取得が厳しい状況であることから、土地収用法に基づく用地取得を進め、平成 33 年度完成供用に向けて鋭意整備に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
7	国道329号西原道路の早期事業化について	<p>国において調査が進められている国道329号西原道路は、県においてもその必要性を認識していることから、平成28年10月に県、北中城村、中城村、西原町及び与那原町で構成する整備促進協議会を設立し、当該道路の早期の事業化を要請したところであります。</p> <p>引き続き、地元自治体と連携し早期の事業化を要請していきたいと考えております。</p>
8	(仮称) 沖縄読谷線について	<p>沖縄一読谷間をつなぐ道路については、嘉手納弾薬庫地区を通過し読谷地域と沖縄自動車道を結ぶ道路と認識しています。</p> <p>しかしながら、当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれないことから、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況です。</p>
9	県道29号線拡幅工事の南伸について	<p>県道29号線(那覇北中城線)については、第一安谷屋交差点や北中城インターチェンジ出入口の交差点が主要渋滞箇所に含まれることから、関係機関と対応策を検討しているところであります。</p> <p>当該道路の拡幅整備については、広域道路網の観点からの整備の必要性や、整備効果などについて、今後、調査・検討していきたいと考えております。</p>
10	中城湾港海岸(奥間地区)護岸整備について	<p>中城湾港海岸(奥間地区)における復帰前の護岸については、平成29年度に老朽化点検、診断を行い、長寿命化計画を策定しており、機能回復が求められる評価であり、護岸改良が必要となっております。</p> <p>護岸背後地の状況や予算確保など、事業化に向けての課題解決に取り組んでいきたいと考えております。</p>
11	宜野湾横断道路の早期整備について	<p>宜野湾横断道路については、普天間飛行場の跡地利用に不可欠な道路であるとともに、ハシゴ道路ネットワークの整備計画に位置付けられた道路であることから、重要な幹線道路と認識しております。</p> <p>県では、普天間飛行場返還の影響を受けない東側区間において、事業化に向けた調査・検討を進めているところであります。</p>

③ 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	南部の公共交通網（鉄軌道を含む）の整備について	<p>沖縄県においては、平成 30 年 5 月に「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定し、鉄軌道導入にあたっての基本的な考え方及びフィーダー交通ネットワークのあり方等についての県としての考え方を取りまとめたところです。</p> <p>県民及び観光客の移動利便性の向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、各地域における利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、今後は、まちづくりの主体である市町村等との協働により、これらの検討を行ってまいります。</p> <p>また、今後、南部地域をはじめ、県内各地域において公共交通の利用が増大することも考えられることから、将来的には鉄軌道の延伸等について、公共交通の利用状況や地域のニーズ等を踏まえて検討していく必要があると考えております。</p>
2	慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について	<p>慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものであると考えております。</p> <p>しかし、これらの慰霊塔（碑）は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成 27 年 8 月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>各団体等が建立した慰霊塔（碑）の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成 30 年度に県内慰霊塔（碑）管理状況等実態調査を行うとともに、今後も、国や市町村、関係団体等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>避難壕などの戦争遺跡については、平成 22 年度から 26 年度にかけて沖縄県戦争遺跡詳細確認調査を実施し、報告書を刊行しております。本事業では、県内に所在する 1,077 件の戦争遺跡から 145 件をピックアップして測量などの詳細調査を行い、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。</p> <p>これまでの成果を踏まえ、引き続き指定基準や考え方を整理し、指定候補を絞り込んだ段階で、市町村に対して県指定の申請を促す予定としています。</p>

番号	要望事項	措置状況
3	国が定める保育利用者負担金（保育料）における「地域区分」の設定について	<p>国が定める利用者負担（保育料）については、現在、市町村において行われている保育料の軽減の実態を踏まえ、適正な額に設定するよう九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国に要望しております。</p> <p>国においては、令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳児については住民税非課税世帯を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施することとし、その財源について、令和元年度は国が臨時交付金として全額負担し、令和2年度以降は、地方交付税による財源調整を行うなど必要な財源を確保することとされております。</p>
4	糸満漁港施設の早期整備と地方卸売市場の当漁港への早期再開について	<p>県では、糸満漁港は本県唯一の第3種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけしております。</p> <p>県としましては、国の水産流通基盤整備事業を活用し、糸満地区を平成31年度新規地区として採択を目指しており、高度衛生管理に対応した荷捌施設のほか、安全係留を可能とする防風柵や、加工場の集積に対応した排水施設等の整備を行う計画であります。</p> <p>このうち、荷捌施設については平成31年度に実施設計を行い、令和2年度、令和3年度で施設整備し、令和4年度の新市場開設を目指して、取り組んでまいります。</p>
5	南部東道路の建設促進及び那覇空港自動車道への直接乗り入れと佐敷つきしろICからの延伸について	<p>南部東道路については、現在、玉城船越から佐敷新里間2kmについて、鋭意取り組んでおり、平成31年度末の供用を目指しております。また、直接乗り入れ箇所を除いた区間については、暫定2車線での早期供用に向け、鋭意事業を推進しているところであります。</p> <p>那覇空港自動車道への直接乗り入れを含む事業計画の変更は、平成30年3月に国に認められ、現在、環境影響評価及び都市計画の変更手続きに取り組んでいるところであります。</p> <p>つきしろ交差点からの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、整備効果等の調査検討を進めることとしております。</p>
6	豊見城糸満線（豊見城市名嘉地・糸満市真	<p>豊見城道路及び糸満道路のバイパス現道区間にあたる当該区間については、平成28年度末に県へ移管されております。</p>

番号	要望事項	措置状況
	栄里間)の早期拡幅整備について	<p>豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成29年度に事業化しており、平成31年度から工事に着手する予定であります。</p> <p>糸満市兼城から糸満市真栄里までの区間については、事業区間および糸満与那原線の進捗を踏まえ取り組んでまいります。</p>
7	国道507号の早期整備について	<p>国道507号の八重瀬町東風平から具志頭までの八重瀬道路については、平成36年度の完成供用を目指し、鋭意事業を推進しているところであります。</p>
8	主要地方道糸満・与那原線の早期整備について	<p>糸満与那原線の屋宜原交差点については、交差点をラウンドアバウト方式で改良するため、平成31年度に有識者を含めた協議会を開催し、構造、安全性を検討することとしております。</p> <p>糸満ロータリー付近から国道331号糸満道路に接続する区間については、幅員23メートル、2車線で鋭意拡幅整備しているところであり、電線類地中化等を含む景観に配慮した整備を行うこととしております。</p>
9	県道糸満・具志頭線(外郭線)の早期整備について	<p>糸満具志頭線については、照屋入口から市営真謝原団地までの区間約1.1kmについて、平成30年1月に供用開始を行っております。</p> <p>豊見城糸満線兼城交差点から糸満与那原線照屋入口までの区間については、整備中の糸満与那原線の進捗状況を踏まえるとともに、市道阿波根兼城線の整備と整合を図りながら、検討していきたいと考えております。</p>
10	県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について	<p>(1) 東風平豊見城線の豊見城交差点から豊見城市道25号線までの区間150メートルについては、平成30年12月に4車線で供用しております。</p> <p>また、豊見城市道25号線から渡橋名団地までの区間については、平成30年代中頃の完成供用を目指し、整備を進めているところであります。</p> <p>(2) 豊見城中央線(県道11号線)の真玉橋北交差点から真玉橋南交差点までの220mの区間については、平成14年度に事業が完了しております。</p> <p>また、真玉橋南交差点から嘉数入口交差点付近までの約400m区間は、平成29年9月に4車線で供用しております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>残りの区間については、平成30年代前半での4車線供用を目指して取り組んでいるところであります。</p> <p>(3) 県道東風平豊見城線の豊見城交差点から八重瀬町東風平までの区間については、これまでに概ねの計画ルートを設定しており、平成29年度に予備設計に着手し、関係機関と調整を行っているところであります。</p> <p>(4) 当該道路の南城市大里までの延伸については、南部圏域で進められている主要幹線道路（那覇空港自動車道・南部東道路・国道507号等）の整備に伴う、交通量の変化を踏まえる必要があると考えております。</p>
11	<p>県道52号線並びに県道131号線の早期整備について</p>	<p>(1) 県道52号線の八重瀬町富盛交差点から新城までの一部区間においては、用地交渉難航等により、歩道未設置箇所や歩道のくいちがいが生じている箇所があります。</p> <p>平成30年度に八重瀬町と整備箇所の確認、整備に向けた調整を行っており、平成31年度は、地権者の同意取得等、町と連携して取り組み、設計を行う予定としております。</p> <p>(2) 要望箇所は、現在片側歩道として整備されております。今後、対面側の歩道整備については、交通量や歩行者の道路利用状況の変化を勘案しながら検討していきたいと考えております。</p>
12	<p>「平和の道線」の早期事業推進について</p>	<p>糸満市山城から同市真栄里までの約7.8km区間の平和の道線（糸満与那原線）については、喜屋武～真栄里工区を優先的に実施しており、平成30年代前半の供用開始を目指しております。山城～喜屋武工区については、用地取得に取り組んでいるところであります。</p> <p>当該道路の平和祈念公園までの延伸整備については、事業中区間の完成供用後の交通状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p>
13	<p>県管理道路の植樹帯等の維持管理について</p>	<p>植栽管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」に基づき、適正な雑草対策に関する技術の活用を図っております。</p> <p>併せて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業の実施や、道路ボランティア団体による植栽管理を推進するなど、良好な道路景観の創出・向上に努めてま</p>

番号	要望事項	措置状況
		います。
14	那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備について	<p>小禄道路は、平成 23 年度に事業化され、現在国において整備が進められております。</p> <p>当該道路はハシゴ道路ネットワークや 2 環状 7 放射道路に位置付けられており、県としてもその重要性を認識していることから、地元自治体と連携し早期整備を要望しているところであります。</p> <p>なお、瀬長交差点については、平成 30 年度に国と豊見城市において渋滞対策が実施されております。</p>
15	バス停への上屋等の設置について	<p>道路管理者が設置するバス停上屋は、安全かつ円滑な歩道の交通確保のため、周辺歩道・バス利用者の状況を踏まえ、設置を行っております。</p> <p>これまで、27 基（H30 年度：4 基設置）のバス停上屋を整備しており、今後とも、必要箇所における整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、バス事業者や市町村等がバス停上屋を設置する場合は、占用手続き等で協力していきたいと考えております。</p> <p>なお、基幹バスシステムの導入に向け、国道 58 号久茂地交差点から国道 330 号コザ十字路までの上屋設置可能なバス停について、バス事業者と連携して上屋の設置に取り組んでいるところです。</p>
16	信号機の設置について	<p>平成 30 年度の信号機については、県民からの要望を十分に踏まえた上で交通量、交通事故発生状況、事故形態等を調査・分析するとともに、他の対策による事故抑止の可否などを考慮し、整備の必要性や緊急性が高い場所として 2 か所に設置したところです。</p> <p>平成 30 年度南部地区信号機設置か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八重瀬町 東風平中学校前交差点信号機 ・浦添市 区画道路 3 号交差点信号機（臨港道路浦添線）
17	こども医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成事業につきましては、平成 30 年 10 月から、未就学児を対象に現物給付を導入するとともに、通院の一部自己負担金を廃止し、窓口での完全無料化を図ったところであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>通院の対象年齢の拡大につきましては、引き続き次年度においても市町村との協議を継続し、現物給付の効果、財政負担及び小児医療に与える影響等を検証しながら、段階的に拡充する方向で検討していきたいと考えております。</p>
18	<p>「耐爆チャンバー」の導入について</p>	<p>不発弾の処理につきましては、住民の安心・安全の確保を図るとともに、その負担軽減等に努めていく必要があります。</p> <p>耐爆チャンバーにつきましては、県外企業において開発が進められておりましたが、試作機の完成に伴い、平成28年1月に不発弾処理における耐爆容器動作確認等の見学会が行われております。</p> <p>また、平成29年1月17日の沖縄不発弾等対策協議会において、同方式における科学的知見・根拠に基づく検討を行うため、専門部会やワーキングチームの設置が了承されており、平成31年3月に第3回目の検証確認が行われております。</p> <p>十分な安全性等が確認されれば、県内の不発弾処理における耐爆チャンバーの導入について図られていくと考えております。</p> <p>県としましても、早期導入に向け、関係市町村と連携しながら取り組んでまいります。</p>
19	<p>離島航路補助事業費の拡充について</p>	<p>離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。</p> <p>県としましては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも、国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。</p> <p>なお、欠損額から国庫補助を除いた額の3分の2を県、3分の1を市町村が補助しておりますが、市町村補助の8割について、特別地方交付税による補填がされております</p>
20	<p>情報通信の格差是正について</p>	<p>県は、平成28年度から令和2年度にかけて、離島及び本島北部の15市町村において、光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しており、阿嘉島、慶留間島を含む座間味村全域については、平成29年度に整備を完了しております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>南北大東島及び久高島における超高速ブロードバンドサービスの提供に向けた情報通信基盤の高度化については、平成28年度に整備手法や維持管理の方法、費用負担等について調査を実施したところであり、久高島については、引き続き関係自治体及び民間通信事業者と協議したいと考えております。</p> <p>県は、今年度から沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に着手いたします。南北大東島における超高速ブロードバンド環境整備のあり方についても、当該整備を踏まえ、引き続き関係自治体及び民間通信事業者と協議を行うこととしております。</p>
21	<p>廃棄物処理困難物の回収ルートについて</p>	<p>離島地域における一般廃棄物の処理については、廃棄物処理施設の規模が小さくスケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を沖縄本島や他県まで海上輸送し処理せざるを得ないことなどから、廃棄物の処理コストが割高となる状況があります。</p> <p>そのため、県では、平成25年度から27年度にかけて、複数の離島市町村が連携して一般廃棄物を処理するとともに海上輸送費の低減化を図る「ごみ処理広域化」の調査を行い、関係市町村等に提言をしたところです。</p> <p>また、これまで調査した離島地域の状況を踏まえ、「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施しているところであり、産業廃棄物も含めた処理困難物について、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、必要な対策を実施してまいります。</p>
22	<p>水道事業について</p>	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成26年11月に県、県企業局、沖縄本島周辺離島8村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村）の3者において「水道水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結し、令和3年度までに本島周辺離島8村の水道広域化を実施する予定であります。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>

番号	要望事項	措置状況
23	那覇港泊埠頭の整備について	<p>要望事項について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する関係7町村と「泊ふ頭整備に関する調整会議」を設置し検討を行ってきたところであります。それぞれの検討結果は以下のとおりとなっております。</p> <p>①那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、ボーディングブリッジは設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し関係者と協議を進めていくとのことです。</p> <p>②那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、可動橋は設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討するとのことです。</p> <p>③那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、平成31年度には関連する橋梁の耐震補強工事に着手する予定で、その後、屋根付き歩道の整備を行うとのことです。</p>
24	離島航路運航安定化支援事業等によるフェリーニューくめしまの代替船導入について	<p>県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造又は購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。</p> <p>県、関係市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において、平成24年度から令和3年度までの更新対象となる船舶14隻を位置づけた沖縄県離島航路船舶更新支援計画を策定し、平成30年度までに9航路の船舶更新が完了しております。</p> <p>県としては、今後更新予定の5航路の船舶更新を着実に実施しつつ、本事業における平成31年度の新たな取り組みとして、久米・渡名喜航路の2隻目のフェリーへの支援を行いたいと考えております。</p>
25	南・北大東空港の照明設備の整備推進について	<p>南北大東空港における常設の夜間照明の整備については、夜間急患搬送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する目的で、平成27年度から整備に着手し、北大東空港は、平成29年11月に供用を開始しております。</p> <p>南大東空港については、電源局舎整備工事の不調不落により遅れていましたが、平成30年6月から工事に着手しております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		平成 31 年度には灯火などの設置工事を行い、国の検査などの手続きを経て、令和 2 年度前半に供用したいと考えております。
26	高速船代替船建造支援について	<p>県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造又は購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。</p> <p>県、関係市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において、平成 24 年度から令和 3 年度までの更新対象となる船舶 14 隻を位置づけた沖縄県離島航路船舶更新支援計画を策定し、平成 30 年度までに 9 航路の船舶更新が完了しております。</p> <p>当該計画では、1 航路につき 1 度、原則としてフェリーの更新支援としており、渡嘉敷航路については、平成 25 年度にフェリーの購入支援を行い、座間味航路については、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、フェリーの建造支援を行ったところであります。</p> <p>県としては、今後更新予定の 5 航路の船舶更新を着実に実施しつつ、座間味、渡嘉敷航路の 2 隻目となる高速船への支援については、今後の需要動向等を見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。</p>
27	鳥獣対策に係る県の支援について	<p>県における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱による有害鳥獣捕獲 ② ワイヤーマッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵、防鳥ネットの整備 <p>などを実施しております。</p> <p>今後とも、市町村、J A などの関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。</p> <p>また、慶良間諸島に侵入した外来イノシシ対策を行うため、平成 30 年度から環境省所管の補助事業を活用し、指定管理鳥獣捕獲等事業を開始したところであり、平成 30 年度に行った実態調査を基に、事業の実施計画等を策定したところであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>後年度に向けて、外来イノシシを根絶するための取り組みを行うこととしており、平成31年度からは具体的な捕獲等の対策を実施するとともに、引き続き予算措置等について、環境省へ要望していくこととしています。</p>
28	<p>県道南風原与那原線バイパス（仮称）整備について</p>	<p>南風原与那原線バイパス（仮称）について、県が行った調査結果では、幹線道路としての計画交通量が見込めず、周辺道路の渋滞緩和効果が低いことから、県道としての整備の優先度は低い状況にあります。</p> <p>当該道路の整備については、交通需要を踏まえた幹線道路ネットワークとしての必要性、技術的課題、費用対効果および交通の安全性確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。</p>
29	<p>南部東道路から那覇市石嶺方面への道路整備及び南風原北ICの再整備等について</p>	<p>南部東道路から那覇市石嶺方面へアクセスする道路については、宜野湾南風原線や那覇北中城線の整備のほか、沖縄自動車道への追加ICとして、石嶺地域に近接する幸地ICの整備を行っているところであります。</p> <p>新南風原交差点からの側道拡幅も含め、那覇市石嶺方面への幹線道路の整備については、周辺道路の整備に伴う交通状況の変化を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>南風原北ICについては、現在国において与那覇交差点の渋滞緩和に資する交通安全対策事業に着手しております。</p>
30	<p>海洋深層水取水設備の増強ならびに研究体制のさらなる強化について</p>	<p>海洋深層水研究所では、水産、農業分野で海洋深層水を用いた研究開発を実施してきております。また、研究に供する予定がない海洋深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。</p> <p>県が新たに取水施設を設置することについては、事業の必要性・目的、事業主体、財源の確保、運営方法など基本的な課題の整理が必要であります。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、県としての総合的な対応・判断が求められることから、関係部局で慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>今後、新たな研究ニーズが生じた場合は、研究体制のあり方について検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
31	渡嘉敷港の整備について	<p>(1) 渡嘉敷港は、南東からのうねりの影響や、台風の余波等によって、フェリーの接岸や荷役作業に支障が生じる状況にあります。県は、平成29年度から、港内静穏度の向上を図るための調査を始めたところであり、調査の過程において、フェリーバースの移設も含め対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>(2) 高速船の大型化に伴う、既存の浮棧橋の延伸については、平成31年度に工事を予定しております。</p>
32	沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館（仮称）の設置について	<p>沖縄県平和祈念資料館は、全戦没者の追悼と恒久平和の祈念、平和の発信と創造、平和教育の場としての役割を担っております。</p> <p>沖縄戦当時は、全市町村が戦禍に巻き込まれ、被害を受けましたが、現資料館において沖縄戦の実相と教訓を継承することを目的に、各地から沖縄戦に関する資料が集められております。</p> <p>このことから、現状どおり、沖縄県平和祈念資料館へ機能を集約させることで、県内外に平和を発信する拠点としての役割を果たせるものと考えます。</p>
33	阿嘉・慶留間地域への駐在所の設置について	<p>県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運営し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正な配置に努めてきたところです。</p> <p>交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内の人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しているところです。</p> <p>現在、阿嘉・慶留間地域を管轄する駐在所は、座間味島に設置されている座間味駐在所となっているところ、県警察としては、今後とも阿嘉島・慶留間島地域における治安情勢、周辺環境の変化等を注視した上で、地域の安全・安心の確保に向けた検討を行うとともに、阿嘉・慶留間地域を含めた県内の交番・駐在所の適正配置に努めてまいります。</p>
34	粟国～那覇間の航空路線の運航再開について	<p>離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段と考えております。</p> <p>粟国航空路線については、就航可能な航空会社の確保に向けて、関係機関と連携し取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
35	南大東島産農林水産物の航空路線による島外出荷について	<p>県においては、本土に対する地理的不利性を解消するため、また、本土市場での市場競争力の向上や県外出荷時期・出荷量の拡大を図り、農水産業の振興に繋げることを目的に農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しているところであり、県外出荷に際しては、離島・本島間の輸送費も補助対象となっております。</p> <p>また、南北大東島から県外出荷する際の本島までの輸送費につきましては、これまで補助してきた船舶輸送に加え、平成29年度より航空輸送（50円/kg）を追加したところであります。</p> <p>なお、離島から本島へ県内出荷される生鮮農水産物の輸送費補助については、現在宮古島市及び石垣市などの4離島市町が、実施していることから、市町村との役割分担の中で、検討されるべきものと考えております。</p>
36	北大東港北地区への船溜まり場の整備について	<p>北大東村では南大東漁港（北大東地区）が完成供用された状況を踏まえ、北地区の小型船溜まりの更なる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております。</p>

④ 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	下地島空港及び周辺用地利活用における取組の着実な推進について	<p>県では、下地島空港周辺公有地の有効活用を図る指針として、平成元年に「下地島土地利用基本計画」を策定しており、当該計画について、平成10年に第一次改定、平成24年に土地利用ゾーン面積配分の相互調整を行ってまいりましたが、同空港及び周辺用地を取り巻く経済社会情勢は、伊良部大橋の供用開始や利活用事業の開始等大きく変化しております。</p> <p>このようなことから、平成29年度において、宮古島市と連携を図りながら下地島土地利用基本計画の見直しに取り組み、現状に即した改定を行いました。</p> <p>下地島空港及び周辺用地の利活用については、第1期の利活用事業である、三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設が、平成31年3月に供用を開始しております。</p> <p>また、株式会社FSOが実施する航空パイロット養成事業は、令和元年5月の開業に向け、航空機使用事業免許の取得や、実機訓練に使用する機材の調達等に取り組んでいるとのことであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>さらに、第2期の利活用候補事業については、早期の、提案者との基本合意書締結を目指して、条件協議を行っているところでもあります。</p> <p>今後とも、宮古圏域はもとより本県全体の発展に繋がるよう、下地島空港及び周辺用地のさらなる利活用の拡大に取り組んでまいります。</p>
2	下地島空港における実機飛行訓練利用の促進について	<p>下地島空港の維持管理については、独立採算制で行うことが、昭和54年3月の県議会において附帯決議され、受益者負担を基本に操縦訓練使用料が定められております。</p> <p>しかしながら、現在は、管理費を一般会計から下地島空港特別会計に繰入れていることから、空港及び周辺用地の利活用に取り組むなど、新たな収入源の確保に努めているところであります。</p> <p>実機訓練への支援のあり方については、宮古島市と連携し、検討していきたいと考えております。</p>
3	県営宮古広域公園の早期整備について	<p>宮古広域公園（仮称）については、現在、基本設計に基づき環境影響評価や都市計画決定に向けた手続きに取り組んでいるところであり、引き続き宮古島市と連携しながら、令和2年度の事業着手に向けて取り組んでまいります。</p>
4	宮古空港横断トンネル整備について	<p>宮古空港横断トンネルについては、平良城辺線及び高野西里線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。</p>
5	超高速ブロードバンド環境の早期整備について	<p>県は、平成28年度から令和2年度にかけて、宮古島市を含む15市町村を対象に「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施することとしており、本事業により、離島・過疎地域等において、超高速ブロードバンド環境が整備されます。</p> <p>現在、宮古島市においては城辺地区を中心に整備を進めているところであり、下地島及び伊良部島につきましては今年度に整備を予定しております。</p> <p>下地島空港周辺につきましては、既に民間通信事業者による法人向けの光ブロードバンドサービスが提供されております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>県としては住民の皆様の光インターネットサービスの早期提供に向け、整備に取り組んでまいります。</p>
6	<p>待機児童対策及び認可外保育施設への支援の拡充について</p>	<p>待機児童対策については、保育所等整備に係る市町村負担分の支援や必要な保育士を確保するための修学資金の貸付け、潜在保育士の復職支援、さらには、処遇改善を図るための賃金改善や保育士の正規雇用化、年休取得等を支援する事業を実施しております。</p> <p>また、平成29年度からは、沖縄本島に加えて宮古島市及び石垣市においても保育士試験を実施しております。</p> <p>さらに、認可外保育施設については、認可化移行のための施設整備や運営費、児童の処遇向上を図るための支援を行っており、これまで段階的に拡充してきたところであります。</p> <p>県としましては、引き続き、宮古島市をはじめ、各市町村と連携して、待機児童の解消及び認可外保育施設の認可化促進と保育の質の向上に取り組んでまいります。</p>
7	<p>平良港の更なる機能拡充に向けた支援について</p>	<p>県は、平良港における、大型化するコンテナ船とクルーズ船に対応した漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業の推進について、沖縄県港湾協会が毎年行っている要請活動の中で宮古島市と一体となって国に働きかけていくことにしております。</p>
8	<p>県農林水産物流通条件不利性解消事業の継続維持及び品目の追加について</p>	<p>農林水産物流通条件不利性解消事業は、一括交付金を活用し実施しております。補助対象品目については、国等との調整を経て、戦略品目に位置づけられた農林水産物を対象として認められており、保存が可能で集約して計画的な出荷が可能となる加工品は補助の対象と認められておりません。</p> <p>加工品を補助対象品目とする場合は、本事業のスキームを根本から見直す必要があり、本事業のあり方自体に影響が出てくるものと考えております。</p> <p>また、農林水産物の流通条件不利性を解消するため、離島4市町において、離島から本島までの水産物等の航空輸送費に対する補助を行っております。</p> <p>このため、県としましては、加工品（ペースト）の輸送費補助については、輸送費を補助する必要性や市町村との役割分担の中で検討されるべきものと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
9	独立行政法人種苗管理センターの宮古島市への誘致について	<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター沖縄農場（以下「種苗管理センター沖縄農場」という）は、さとうきびの優良な種苗の生産および普及を促進するため、沖縄県知事の要請を受けて農林水産省沖縄さとうきび原産種農場として昭和53年に設立されております。</p> <p>県としましては、これまで要請の趣旨等について、国との意見交換も踏まえ、種苗管理センターにおける無病健全苗の確保にあたっては、産地から一定程度隔離された環境が必要であることなどから、沖縄農場に加えて、新たな分室を宮古島市に誘致することは困難であるとの考えを伝えております。</p> <p>そのため、今後は、種苗管理センターの誘致ではなく、無病健全苗の安定供給に向けた仕組づくりについて、地元関係機関と連携して検討していきたいと考えております。</p>
10	離島生徒の選手派遣支援事業について	<p>県教育委員会では、これまで中学生、高校生に対して、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に派遣費を助成しております。</p> <p>平成31年度は、離島から本島への派遣費を増額し、助成できるよう予算案に計上しているところであります。</p> <p>今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、負担軽減が図れるよう努めてまいります。</p>
11	天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について	<p>平成24年度に開始した「天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業」では、宮古島市城辺保良において、掘削深度2,437mの試掘を実施し、天然ガスの産出を確認しました。</p> <p>完成した試掘井については、円滑な利活用が図られるよう、平成29年度に試掘権を市に譲渡したところであり、引き続き市と連携しつつ支援してまいりたいと考えております。</p>
12	第1種農地の許可基準で例外的に許可出来る基準について	<p>第1種農地における転用許可基準の例外規定（集落接続）については、平成28年度に行われた、沖縄県農業会議常設審議委員会にて、農業委員会が設置されている38市町村に調査をおこなって頂くと共に、2回に渡り検討を頂いたところです。</p> <p>県としましては、常設審議委員会での緩和すべきではないとの意見多数の検討結果を踏まえ、現状維持を判断したところです。</p>

番号	要望事項	措置状況
13	国営事業の推進について	<p>多良間村の農業用水の確保については、平成 18 年度から国による水源開発の調査が行われております。</p> <p>国の調査結果によると、地下水の取水可能性が想定より小さくなったことから、畑面集水方式による貯水池の規模が大きくなり、費用対効果が出にくい状況と聞いております。</p> <p>このため、平成 28 年度より収益性の高い営農計画、建設コストの縮減等を国で検討していると聞いております。</p> <p>また、平成 29 年度より高収益作物導入のための検討会（多良間村高収益作物導入検討会）が国により設置され、国、県及び多良間村等の関係機関が連携し、検討を進めているところであります。</p> <p>これら国による検討調査の結果、国営事業導入のための基礎的条件が整ったため、多良間村から県への要望を踏まえ、平成 30 年 5 月に県から国へ地区調査を申請し、平成 31 年度から実施することとなっております。</p> <p>県としましては、農業用水の安定的な確保を図るため、引き続き国及び関係機関と連携を図りながら支援してまいります。</p>
14	農業農村整備について	<p>多良間村の一部の農地では、土層が薄いことから、区画整理事業地域内の土壌のみで十分な土層を確保できない場合があります。</p> <p>県では、平成 28 年度より多良間村内の区画整理事業の予定地区内で土層の調査を進めており、土層の厚い地区から薄い地区への客土等の可能性を調査検討しております。</p> <p>県としましては、多良間村等と連携し、引き続き客土等の可能性の調査検討を進めてまいります。</p>
15	産業廃棄物の処理について	<p>離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、スケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を他の市町村や沖縄本島などへ海上輸送し処理せざるを得ず、廃棄物の処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。</p> <p>そのため、県では、輸送方法の効率化の検討や、事業者の組合設立による廃棄物の一括搬出などについて取り組んできたところです。</p> <p>また、これまで調査した離島地域の状況を踏まえ、「離島廃棄</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>物適正処理促進事業」を実施しているところであり、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、必要な対策を実施するとともに、沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金を活用した施設整備についても周知を行ってまいります。</p> <p>農業用廃棄プラスチックの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、農家自ら行うことが義務づけられております。</p> <p>しかしながら、農家個々の排出量が少なく、圃場が分散していることから、農家の努力のみでは限界があるため、平成2年に「沖縄県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」を設置し、研修会の開催、県内外の優良事例調査等を行い、適正処理の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、県段階の活動を通じて、多良間村での農業用廃プラスチックの効果的な処理、管内農業者への啓発を図ってまいります。</p> <p>沖縄県内漁港における放置艇対策については、平成27年7月に県が策定した「沖縄県管理漁港放置艇5ヶ年計画」に基づき、所有者が確定している廃船については、個人財産であることから、所有者の責務において処分を指導し、所有者が不明または死亡した放置艇は、処理能力等を確認の上、県管理漁港の管理者である県が処理することとしています。</p> <p>また、離島からの運搬費用については、各離島から沖縄本島、宮古島、石垣島までの運搬費助成について、関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。</p>
16	小規模離島医療の充実について	<p>県においては、県立宮古病院の附属診療所として多良間診療所を運営し、多良間村における安定的な医療の提供に努めているところです。</p> <p>当該診療所には、常勤の医師及び看護師をそれぞれ1名配置し、住民の医療を担っており、引き続き医師及び看護師の安定的な確保を図ってまいります。</p> <p>また、継続的かつ安定的な医師派遣を行うため、医師の人員費補助を行うとともに、眼科、整形外科、精神科、産婦人科の専門医による巡回診療を実施しております。</p> <p>今後とも、多良間村における保健医療提供体制の充実強化を図るための支援を行っていききたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
17	多良間・石垣間の航空路線について	石垣と多良間を結ぶ航空路線については、同路線へ就航可能な航空会社の確保に向けて取り組んでいるところであります。 県としましては、引き続き、関係機関等と連携して取り組んでまいります。
18	畜産振興について	平成28年12月末現在の多良間村における肉用牛飼養農家戸数は87戸、飼養頭数は3,220頭と県内でも有数の産地となっております。 そのため県ではこれまでに「畜産担い手育成総合整備事業」による草地造成や牛舎整備等の生産基盤の強化など畜産振興の支援を行っております。 また、平成30年度より、「離島型畜産活性化対策事業」により賃貸型畜舎の整備を実施しており、平成31年度は、多良間村において賃貸型集合畜舎の実施設計を予定しております。

⑤ 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	就学援助費の学校給食費支援に関する補助制度の整備について	学校給食費については、学校給食法第11条第2項によりますと、食材費等は保護者が負担することとなっております。こうした中、県内において25の市町村が給食費の全額または一部助成を行っております。 また、経済的に困窮している児童生徒の学校給食費については、生活保護や就学援助による支援が行われております。 平成28年度から沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町村の子どもの貧困対策に要する経費の3/4を交付金（沖縄県子どもの貧困対策推進交付金）として交付する事業を実施しております。 一定の所得を下回る世帯に対し学校給食費を助成する独自事業も同交付金のメニューとしてありますので、給食費など費目ごとの支給単価引き上げや、就学援助の認定基準の緩和などに活用されているところです。 なお、文部科学省において、全国の市町村における学校給食費無償化等の実態を把握するための調査が行われ、その結果が公表されたところであります。児童生徒への給食費無償化については、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

番号	要望事項	措置状況
2	電線類地中化の推進について	<p>電線類地中化は、「安全で快適な通行空間の確保」や「良好な景観・住環境の形成」のほか、「災害の防止」や「情報通信ネットワークの信頼性向上」などを目的に整備に取り組んでおります。</p> <p>八重山地区においては、白浜南風見線、新川白保線で一部電線類地中化を完了しており、現在、国道390号、同バイパス及び石垣空港線での整備に取り組んでいるところであります。</p> <p>なお、整備に関する国の補助については、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に定められており、県としては、同法の規定に基づき整備を推進していきたいと考えております。</p>
3	海洋基本法に基づく施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の創設について	<p>海洋基本法においては、離島が我が国の領海及び排他的経済水域の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、住民の生活基盤の整備など、低潮線を含めた離島の保全等のための必要な措置を国が講ずるものとされております。</p> <p>同法は海洋に関する基本理念を定めることを目的としており、沖縄県における具体的な支援策については、沖縄振興特別措置法に基づき措置されております。</p> <p>県としましては、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興特別推進交付金等を活用し、離島における定住条件の整備と特色を生かした産業の振興に引き続き取り組んでまいります。</p>
4	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところであります。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努力していきたいと考えております。</p>
5	港湾事業に係る沖縄県振興公共投資交付金の予算確保について	<p>島しょからなる本県の港湾は、経済活動や県民生活を支える生命線であり、今後とも整備を推進する必要があると認識しております。</p> <p>このことから、港湾事業に係る予算について、所要額を確保</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>できるよう要望していきたいと考えております。</p>
6	<p>石垣空港における保税蔵置場の整備について</p>	<p>保税蔵置場整備については、物流事業者等が行うことが一般的であります。</p> <p>県としては、国際航空貨物の需要の推移を注視しながら、整備主体による整備場所の確保や、関係機関との調整等に協力していきたいと考えております。</p>
7	<p>沖縄県立芸術大学の専門課程（伝統芸能）の設置について</p>	<p>県立芸術大学では、学術研究および教育における高等教育機関として、八重山圏域を含めた多彩な地域の音楽について、長年、複数の授業で取り上げ、幅広い視野と専門能力を持つ学生を育成しております。</p> <p>「琉球音楽論A」では、八重山、宮古、沖縄、奄美の各島々の歌及びオキナワン・ポップをとりあげており、とりわけ八重山諸島のアヨウ、ユンタ、トバラーマ、節歌（ふしうた）については、とくに多くの時間を割いて（前期30時間のうち3分の1）、詳細に教授しています。</p> <p>その他民俗芸能論、フィールドワーク演習等において、八重山圏域を含めた島々の民謡や芸能に関する教育について、十分なカリキュラム体制による指導が実践されてきており、本学の教育環境はすでに整っていると考えております。</p> <p>また、入学試験においては、「八重山古典民謡」が、県の無形文化財に指定されていることから、琉球芸能専攻の自由曲として認めており、八重山地域からの受験生に配慮しております。今後とも地域音楽、古典芸能が幅広い視野で学べるような教育環境の構築に努めてまいります。</p>
8	<p>尖閣資料館の建設について</p>	<p>尖閣諸島を含めた、領土に関する国民世論等の啓発については、政府において、広報啓発イベントを実施するなど、国民の関心を高めるための取組が行われているところであり、沖縄県もその取組に協力しているところであります。</p> <p>沖縄県としては、引き続き政府と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えており、尖閣諸島資料館の建設については、このような状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
9	波照間航空路線の再開について	<p>石垣と波照間を結ぶ航空路線については、同路線へ就航可能な航空会社の確保に向けて取り組んでいるところであります。</p> <p>県としましては、引き続き、関係機関等と連携して取り組んでまいります。</p>
10	条件不利地域における超高速ブロードバンド環境の整備について	<p>沖縄県では情報格差の是正に向けて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施し、離島地区等における情報通信基盤の整備を図るとともに、民間通信事業者の離島地区等への進出も促進してきたところであります。</p> <p>このような取組を進めてきた結果、小浜島、黒島、波照間島及び西表島の一部地域は、平成30年度には超高速ブロードバンド環境の整備が完了し、民間通信事業者によるサービスが提供されております。</p> <p>竹富島については、今後、計画に基づき整備を進めていく予定であります。</p> <p>西表島舟浮地区、新城島及び鳩間島については、関係自治体及び民間通信事業者と連携し、今後とも様々な方法によって情報格差の是正に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
11	西表島県道白浜南風見線の延伸整備について	<p>県道白浜南風見線は、西表島西部の白浜を起点とし、東部の豊原に至る、延長約53kmの道路であります。</p> <p>終点の豊原から南風見田海岸まで延長整備することについては、将来の土地利用や地域開発等を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>
12	水道事業の広域化促進について	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成26年11月に県、県企業局、沖縄本島周辺離島8村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村）の3者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結し、令和3年度までに本島周辺離島8村の水道広域化を実施する予定であります。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>
13	県営住宅の建設について	<p>県は、老朽化した県営団地の建替を優先的に行っているところ です。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>離島における定住促進等を図るための公営住宅建設については、市町村が主体的に行うことを基本としており、県は予算の重点配分を行うなど、今後ともその支援に努めていくこととしております。</p> <p>また、離島市町村等における今後の公営住宅の新規建設については、引き続き市町村と意見交換していきたいと考えております。</p>
14	地下ダムの整備について	<p>与那国町のかんがい用水の確保については、過去に国が行った調査において、地下ダムの整備が検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、いくつかの課題があり、採択に至らなかったと聞いております。</p> <p>県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き、農業生産基盤の整備に努めてまいります。</p>
15	FRP廃船の廃棄処理支援について	<p>沖縄県内漁港における放置艇対策については、平成27年7月に県が策定した「沖縄県管理漁港放置艇5ヶ年計画」に基づき、所有者が確定している廃船については、個人財産であることから、所有者の責務において処分を指導し、所有者が不明または死亡した放置艇は、処理能力等を確認の上、県管理漁港の管理者である県が処理することとしています。</p> <p>また、県管理港湾におけるFRP廃船については、所有者の責任と負担において処理することとしており、所有者不明の船舶については、県又は市町村が各々の権限により、海上保安庁及び関係機関と連携し所有者の確認を行い、所有者に対し港湾管理条例に基づき船舶の撤去命令を行う等、取り組んでまいります。</p>
16	田原川の整備促進について	<p>田原川は、平成22年9月に与那国町から知事あてに二級河川の格上げ要請があり、平成23年3月に二級河川に指定しております。</p> <p>県では、河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画を策定したことから、事業に着手したところであります。</p> <p>早期の河川整備に向けては、与那国町及び地元住民の協力が必要なことから、連携して取り組んでいくこととしております。</p>

平成31年度市町村要望事項

① 北部地区提出要望事項

1. 北部圏域の県土の均衡ある発展に資する公共交通の充実について
2. 名護中央公園の桜の育樹及び管理について
3. 塩屋湾の港湾整備について
4. 米軍ヘリ訓練による騒音の軽減について
5. 不発弾等の処理について
6. 村内保安林整備について
7. 名護東道路の本部方面への延伸について
8. 米軍施設跡地利用整備計画の促進について
9. 県道104号線の整備について
10. 宜野座恩納線（県道）の整備促進について
11. 情報通信関連施設の維持管理・更新等への支援制度について
12. 地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジの設置について
13. 町道屋嘉60号線の県道への格上げについて
14. 本部港湾整備事業の早期促進について
15. 医師確保及び医療従事者の住環境整備について
16. 伊江島空港の有効活用及び離島架橋整備の推進について
17. 伊江港港湾整備事業の早期促進について
18. 伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について
19. 伊平屋空港建設について

② 中部地区提出要望事項

1. クランク交差点の改善について
2. 認可外保育施設の保育士への支援について
3. (仮称)うるまインターチェンジの設置と(仮称)中部東道路の整備について
4. 中城湾港新港地区の早期整備について
5. 台風、高波被害の対応について
6. 障害福祉サービスの適正化について
7. (仮称)沖縄読谷線について
8. 既返還跡地の支障除去について
9. 県道29号線拡幅工事の南伸について
10. 宜野湾横断道路の早期整備について

③ 南部地区提出要望事項

1. 南部の公共交通網（鉄軌道を含む）の整備について
2. 慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について
3. 国民健康保険財政への法定外繰入（赤字補てん）について
4. 国が定める保育利用者負担金（保育料）における「地域区分」の設定について
5. 新市場等の糸満漁港北地区への早期整備について
6. 南部東道路の建設促進及び佐敷つきしろICからの延伸について
7. 県道256号線豊見城糸満線（豊見城市名嘉地から糸満市真栄里）の早期拡幅整備について
8. 国道507号の早期整備について
9. 主要地方道糸満・与那原線の早期整備について

10. 県道糸満・具志頭線（外郭線）の早期整備について
11. 県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について
12. 県道52号線並びに県道131号線の早期整備について
13. 「平和の道線」の早期事業推進について
14. 県管理道路の植樹帯等の維持管理について
15. 那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備について
16. バス停への上屋等の設置について
17. 信号機の設置について
18. こども医療費助成事業の拡充について
19. 「耐爆チャンバー」の導入について
20. 県道南風原与那原線バイパス（仮称）整備について
21. 南部東道路から那覇市石嶺方面への道路整備及び南風原北ICの再整備について
22. 離島航路補助事業費の拡充について
23. 情報通信の格差是正について
24. 廃棄物処理困難物の回収ルートについて
25. 水道事業について
26. 那覇港泊埠頭の整備について
27. 高速船代替船建造支援について
28. 鳥獣対策に係る県の支援について
29. 糸満漁港の浚渫及び標識灯敷設について
30. 県管理道路沿いフクギの適正管理について
31. 災害対策事業等の新たな補助メニューの創設について
32. 海洋深層水取水設備の増強ならびに研究体制のさらなる強化について

33. 渡嘉敷港の整備について
34. 駐在所の設置について
35. 粟国－那覇間の航空路線の運航再開について
36. 西森周辺の塩川から上の手までの避難道と遊歩道の整備について
37. 南大東島産農林水産物の航空路線による島外出荷について
38. 北大東港北地区への船溜まり場の整備について

④ 宮古地区提出要望事項

1. 下地島空港における空港運用時間の拡大について
2. 過疎地域自立促進特別措置法の期限到来による制度の見直しにおける地域指定について
3. 天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について
4. 県指定天然記念物宮古馬の保護事業の支援について
5. 下地島地区農地基盤整備事業の早期導入について
6. 介護保険制度における特別地域加算分の財政支援について
7. 山羊・肥育牛生産振興の強化について
8. 獣医師不足に対する取り組みの強化について
9. 平良港の更なる機能拡充に向けた支援について
10. 産後健診・産後ケア事業への支援について
11. 離島生徒の選手派遣支援事業について
12. 県営宮古広域公園の早期整備について

- 13. 宮古空港横断トンネル整備について
- 14. 国営事業の推進について
- 15. 農業農村整備について
- 16. 離島における産業廃棄物の処理について

⑤ 八重山地区提出要望事項

- 1. 乳幼児健康診査事業への県立八重山病院医師派遣について
- 2. 障害福祉分野における専門職人材の確保について
- 3. 県道石垣空港線の早期建設について
- 4. 派遣指導主事の増員及び県費負担について
- 5. 県立八重山病院でのショートステイ施設の設置について
- 6. 県立八重山病院内における院内保育への病児・病後児の地域受入枠確保に

ついて

- 7. 市道旧空港跡地線の整備促進について
- 8. 国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について
- 9. 港湾事業に係る沖縄県振興公共投資交付金の予算確保について
- 10. 波照間航空路線の再開について
- 11. 竹富町黒島地区の浜蟹道路の再整備について
- 12. 電線類地中化の推進について
- 13. 海洋基本法に基づく施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の創設について
- 14. 町道祖納部落線の改修について
- 15. 海底遺跡の利活用について



平成31年度「県民の警察官」表彰式

地域住民の生命、身体、財産の保護に貢献



沖縄県市長会と沖縄県町村会主催による平成31年度「県民の警察官」表彰式が去る4月26日（金）、市町村自治会館において市町村長並びに、沖縄県警察本部長他関係者が出席して開催されました。

「県民の警察官」表彰は、日夜、地域の安全確保の確立のため活躍している沖縄県警察職員の献身的な行動等を顕彰し、これを県民に広く紹介するとともに、県民と警察との繋がりを通じて活力ある沖縄県づくりの一環として行うものであります。

今年度は4名の方々が表彰され、今回を含め111名の方がこれまでに表彰されております。受賞者及び功労内容は次のとおりです。

① ^{たかみやぎ}高宮城 ^{あつし}篤 氏

所属 沖縄警察署警務課被害者支援係長

階級 警部補

年齢 56歳

職務別通算年月

警務(学校含む)21年7月、

生安1年7月、交通4年3月

警備4年9月、地域5年10月

階級別通算年月

巡査9年10月、巡査部長9年2月、

警部補19年

勤続38年

功労内容

- 被候補者は、昭和56年4月の採用以来、38年のうち21年余りを警務警察の分野に従事し、その間、警察本部では留置管理室企画係長、警務課留置管理係長、警察署では警務係長、被害者支援係長、留置管理係長等を歴任している。

平成30年4月から沖縄警察署の被害者支援係長となり、犯罪被害による被害者の精神的ダメージを軽減すべく、積極的に相談や情報提供を行うとともに、カウンセラーを手配するなど被害者の精神的な負担軽減に努めた。

そのきめ細かい各種支援活動は被害者やその家族等からの信頼を得ている。

- 賞詞3回、賞誉3回、部長賞5回、所属長賞26回

② ^{しろ}城 ^ま間 ^{とく}徳 ^じ二 氏

所属 本部警察署地域課今帰仁交番

階級 巡査部長

年齢 59歳

職務別通算年月

警務(学校含む)1年5月、警備2年

地域35年7月

階級別通算年月

巡査25年、巡査部長14年

勤続39年

功労内容

- 被候補者は、昭和55年4月の採用以来、39年の殆どを地域警察の分野に従事し、平成27年9月に本部警察署今帰仁交番主任として赴任した当初から、地域住民の安全と安心を確保するため、話術を駆使して数多くの巡回連絡を実施、特に高齢者に対する防犯指導や情報提供、困り事相談に対する助言を行い、孤立しがちな高齢者の見守り活動を積極的に推進しており、地域住民から厚い信頼を得ている。
- 賞詞1回、賞誉1回、部長賞13回
所属長賞42回



③ ^{みや} ^ら ^{まさ} ^{はる} 宮 良 正 浩 氏

所属 石川警察署刑事課知能・組織犯罪
対策係長

階級 警部補

年齢 55歳

職務別通算年月

警務(学校含む)1年6月、生安2年1月、
刑事16年、交通6月、地域7年11月

階級別通算年月

巡査12年、巡査部長7年、警部補9年
勤続28年

功労内容

○ 被候補者は、平成3年4月の採用以来、
28年のうち16年を刑事警察の分野に
従事し、その間、暴力犯係として卓越
した捜査手法と情報収集能力で暴力団
による銃刀法違反、傷害致死、恐喝、
詐欺等多くの事件を解決するとともに、
拳銃の押収、暴力団組織の資金源封圧
と実態解明など、暴力団対策を強力に
推進し沖縄県の治安維持に大きく貢献
した。

また、若手警察官の指導育成にも取
り組んでいる。

○ 警察庁企画分析課長賞1回、
賞詞2回、賞誉7回
部長賞21回、所属長賞17回

④ ^{かり} ^{また} ^{まさ} ^と 狩 俣 正 人 氏

所属 交通部運転免許課試験係長

階級 警部補

年齢 56歳

職務別通算年月

警務(学校含む)1年11月、生安2年、
交通13年5月、警備2年6月、
地域15年2月

階級別通算年月

巡査17年、巡査部長5年、警部補13年
勤続35年

功労内容

○ 被候補者は、昭和59年4月の採用以
来、35年のうち13年余りを交通警察
の分野に従事し、平成27年に浦添警察
署交通指導係長として着任後、豊富な
知識と経験を活かし管内の飲酒運転根
絶及び交通事故抑止対策に多大な成果
を挙げた。

交通事件対応、行政処分等の主管業務
も迅速・適正に行って管内の交通安全
環境の改善に努めており、関係機関・
団体や地域住民からも高く評価されて
いる。

○ 賞詞1回、賞誉2回、部長賞12回、
所属長賞25回



～ 伊江村へ行ってきました～



「夕日とロマンのフラワーアイランド」伊江島は、沖縄本島北部の本部半島から北西へ約9kmの海上に位置する周辺22.4kmからなる離島です。南海岸は美しいビーチが広がり、北海岸は高さ90mの絶壁が続く景勝地です。

伊江島といえば、「伊江島タッチゅん」の愛称で親しまれている城山（ぐすくやま）や「葉タバコ栽培」、島の北海岸に100万輪の真っ白なテッポウユリをはじめ、世界のユリ100品種がリリーフィールド公園に咲き誇る「日本一早いゆり祭り」、また「食」では、ジーマミ（落花生）や島らっきょう、サトウキビで作ったお酒「イエラムサンタマリア」を連想する人が多いのではないのでしょうか。そんな多岐にわたる魅力いっぱいの伊江村へ行ってきました。

祝 伊江島ハイビスカス園リニューアルオープン!!

伊江島ハイビスカス園は、島の北東に位置する子どもの森の中にあります。

沖縄北部連携促進特別振興事業の活用により平成31年3月に完成し、去る令和元年5月15日（水）に落成式・祝賀会がありました。

こちらの施設には、世界に誇れる1,000品種以上の花々があり、大輪のハワイアン系ハイビスカスをはじめ、オールド系やコーラル系など多種多様なハイビスカスがあり、中には直径28cmの大輪もあります。また、伊江島で交配し誕生した世界に一つだけのオリジナル品種もあり、各種体験（挿木、接木、押花）等もできるそうです。

※要予約（営業時間：9：00～17：00、定休日：なし、入園料：あり）
お問い合わせ0980-49-5850



祝 伊江村野球場完成!!

伊江村野球場は、2016年に完成したドーム型の多目的屋内運動場の隣、島の東側にあります。伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業と特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の活用により、去る令和元年5月22日（水）に伊江村野球場落成式・祝賀会がありました。

こちらの施設は、両翼100m・中堅122m、全面人工芝（捲縮性ロングパイル）になっており、マウンド及び塁周辺はセミアンツーカー仕様となっているそうです。メインスタンド500席・内野スタンド600席もあり、照明にLEDを使用しておりナイターにも対応できるそうです。



伊江村取材の際には、島袋村長をはじめ宮城総務課長・下門主事、長時間に亘りご対応頂きありがとうございました。

与那原町制施行 70 周年記念式典・祝賀会



与那原町は1949年（昭和24年）4月1日に旧大里村より分町し、今年で町制施行70周年を迎えました。この節目を記念して、式典・祝賀会が5月25日に与那原町観光交流施設で挙行されました。

式典では、照屋勉町長が「今日までの先人の苦勞を偲び、本町の歴史と伝統を生かして、加速度的に変化していく新時代の波を次の世代と共に乗り越えていくため、なお一層邁進していく所存です」と式辞を述べました。

その後、町政発展に貢献された52名1団体の方々に表彰状と記念品が贈呈され、出席者から温かい拍手が送られました。

今回の祝賀会は2部構成となっており、1部では町文化協会古典芸能部により伝統舞踊「四つ竹」で幕開けし、町の「文化と歴史」を振り返る映像がながれました。2部では「与那原大綱曳」ふるさとイベント大賞受賞をお祝いし、盛り沢山の内容で70周年という節目をお祝いしました。



「四つ竹」



祝賀会2部の余興
「与那原大綱曳ガーエー」



つなひきかちゃん



沖縄県町村会が行った要請は、次のとおりです。

沖縄自動車道における独自料金及び割引制度の継続について（要請）

沖縄の振興につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、鉄道のない沖縄県においては、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、沖縄本島の南北をつなぐ県民及び観光客の移動や物流における定時・速達性を確保する道路として、本県における陸上交通体系のなかで、重要な役割を担っております。

沖縄自動車道においては、これまで特別調整費等国庫補助の活用や、平成26年度からは西日本高速道路株式会社の御尽力のもと、現金及びETC利用の全車を対象とした通行料金の特別割引等の効果により、平成11年度の交通量約1,680万台から平成29年度には約3,900万台へと増加し、県経済の活性化はもとより、北部地域の振興にも大きく寄与しております。

また、沖縄県では、一般道から沖縄自動車道への利用転換が進むなか、県民等によるETCの利用促進を図るため、周知活動を実施するなど、沖縄自動車道の利便性向上に資する取り組みを強化しているところであります。

県民の高速移動手段として定着している沖縄自動車道の特別割引を維持することは、経済の更なる好循環につながるものだと考えております。

つきましては、鉄道がない沖縄県において、沖縄自動車道が唯一の高速移動手段であること、また、本土の高規格幹線道路網からは独立していることなどの特殊事情に御配慮頂き、県経済の更なる成長に御協力くださるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段の御高配をお願い申し上げます。

記

- 1 沖縄自動車道の利用料金について、全国的な料金体系からは独立した独自の料金及び割引制度を継続し、現行の料金水準を維持すること

- | | | |
|------|--------------------|---------------------|
| ○要請先 | 内閣総理大臣 安倍 晋三（郵送） | 内閣官房長官 菅 義偉（手交） |
| | 国土交通大臣 石井 啓一（郵送） | 内閣府特命担当大臣 宮腰 光寛（手交） |
| | 自由民主党幹事長 二階 俊博（郵送） | 衆議院議員 西銘恒三郎（手交） |
| | 衆議院議員 國場幸之助（手交） | 衆議院議員 宮崎 政久（手交） |
| | 参議院議員 今井絵理子（郵送） | 衆議院議員 遠山 清彦（手交） |

○要請年月日 平成31年3月1日

○要請者 沖縄県町村会 会長 新垣 邦男

会務の動き

平成 31 年 3 月～令和元年 5 月

■沖縄県町村会

- 3月1日 沖縄自動車道における独自料金及び割引制度の継続について(要請) (東京都)
- 5日 平成30年度沖縄県献血推進協議会 (沖縄県庁)
- 6日 平成30年度第4回沖縄県国際交流・人材育成財団理事会(沖縄県国際交流・人材育成財団)
- 7日 都道府県町村会政務担当職員研修会(～8日) (東京都)
- 11日 平成30年度第2回暴力団追放沖縄県民会議通常理事会(沖縄県教職員共済会館)
- 11日 第43回全国育樹祭沖縄県実行委員会第1回幹事会(沖縄県教職員共済会館)
- 12日 おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会第5回幹事会(自治研修所)
- 13日 沖縄県総合交通体系基本計画推進協議会(沖縄県庁)
- 15日 平成30年度沖縄県国際交流・人材育成財団評議員会(沖縄県国際交流・人材育成財団)
- 18日 沖縄県市町村会事務局連絡会議(～19日) (本部町)
- 19日 沖縄県建設技術センター第19回定時理事会(自治研修所)
- 22日 沖縄県医療審議会(沖縄県庁)
- 25日 内外情勢調査会懇談会(ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー)
- 25日 第2回西日本ブロック(中国・四国・九州地区)町村会会長・事務局長懇談会(東京都)
- 26日 第2回故翁長雄志元沖縄県知事県民葬実行委員会(沖縄県庁)
- 26日 政務調査会各委員会・政務調査会(東京都)
- 28日 平成30年度第4回沖縄県市町村振興協会理事会(市町村自治会館)
- 28日 第43回全国育樹祭沖縄県実行委員会第2回総会(沖縄県庁)
- 4月11日 都道府県町村会事務局長会議・事務局長研修会(～12日)(東京都)
- 15日 災害時食糧備蓄品体験会(市町村研修センター)
- 18日 簡易水道九州ブロック会議(～19日)(市町村自治会館)
- 22日 平成31年度第1回沖縄県市町村振興協会理事会(市町村自治会館)
- 23日 沖縄県地方税務協議会監査(市町村自治会館)
- 23日 平成30年度沖縄県植物防疫協会監査(沖縄県庁)
- 25日 2019年沖縄県水難事故防止運動看板掲示式・表彰式(沖縄県警本部)
- 26日 県民の警察官表彰式(市町村自治会館)
- 26日 平成31年度沖縄振興拡大会議(市町村自治会館)
- 5月10日 2019年「春の全国交通安全運動」開始式(沖縄県警本部)
- 13日 第22次第2回沖縄国税事務所土地評価審議会(沖縄国税事務所)
- 15日 地域農政未来塾 開講式・講義見学会(東京都)
- 15日 平成31年度(令和元年度)沖縄平和賞委員会幹事会(沖縄県庁)
- 21日 沖縄県国際交流・人材育成財団監査(沖縄県国際交流・人材育成財団)
- 22日 2019年度第46回沖縄県地方税務協議会定期総会(沖縄国税事務所)
- 22日 平成31年度沖縄県雇用対策推進協議会幹事会(市町村自治会館)

- 23日 内外情勢調査会懇談会
(ロワジュールホテル)
- 23日 平成31年度(令和元年度)
沖縄平和賞委員会総会
(沖縄ハーバービューホテル)
- 24日 令和元年度第1回沖縄県交通
安全推進協議会幹事会
(沖縄県議会)
- 25日 与那原町制施行70周年記念
式典・祝賀会
(与那原町観光交流施設)
- 27日 政務調査会財政委員会
(~29日) (愛媛県)
- 28日 全国簡易水道大会・通常総会
(奈良県)
- 30日 令和元年度「第1回沖縄県子
ども・子育て会議」
(沖縄県教職員共済会館)
- 31日 政調幹事会 (東京都)

■沖縄県町村会災害共済事業

- 4月23日 南九州4県自動車事故処理研
修会 (宮崎県)
- 5月9日 災害共済事務研修打合せ
(東京都)

■一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

- 4月4日 平成31年度全国市町村職員
互助団体連絡協議会総会
(東京都)
- 19日 平成31年度事務担当者説明
会 (市町村自治会館)
- 5月28日 平成30年度決算監査
(市町村自治会館)

■沖縄県離島振興協議会

- 4月25日 平成31年度離島・過疎地域
振興に関する要望活動
(沖縄県庁、沖縄県議会)
- 5月21日 離島フェア開催実行委員会決
算監査 (市町村自治会館)
- 21日 離島フェア開催実行委員会第
1回幹事会(市町村自治会館)
- 27日 全国離島振興協議会理事会
(長崎県)
- 27日 全国離島振興協議会通常総会
(長崎県)

- 29日 離島市町村職員研修〔接遇・
コミュニケーション研修〕
(宮古島市)
- 30日 離島市町村職員研修〔接遇・
コミュニケーション研修〕
(石垣市)

■沖縄県過疎地域振興協議会

- 4月25日 平成31年度離島・過疎地域
振興に関する要望活動
(沖縄県庁、沖縄県議会)

■沖縄県市町村総合事務組合

- 3月14日 平成30年度第1回非常勤職
員公務災害認定委員会
(市町村自治会館)
- 20日 会計年度任用職員制度情報交
換会 (沖縄県庁)
- 4月17日 公務災害連合会職員研究会
(東京都)
- 23日 平成31年度消防団員等公務
災害補償等事務説明会
(東京都)

町村長選挙の結果

—ご当選おめでとうございます—

△任期 平成31年4月27日～令和5年4月26日▽



東村村長
(ひがしそんそんちやう)

當 山 全 伸
とう やま まさ のぶ

(二期目)

❁ 市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
市 部								
那 覇 市	シロ マキ ニ子 城 間 幹	68	4. 11. 15	2	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎1丁目1番1号
宜野湾市	マン ガワ マサ ノリ 松 川 正 則	65	4. 9. 30	1	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
石 垣 市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	51	4. 3. 19	3	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町14番地
浦 添 市	マツ モト テツ シ 松 本 哲 治	51	3. 2. 11	2	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶1丁目1番1号
名 護 市	ト グ チ トヨ 渡 具 知 武 豊	57	4. 2. 7	1	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港1丁目1番1号
糸 満 市	ウエ ハラ アキラ 上 原 昭	69	2. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
沖 縄 市	クワ エ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	64	4. 5. 11	2	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖縄市仲宗根26番1号
豊見城市	ヤマ カワ ヒ 山 川 仁	44	4. 11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目1番地1
うるま市	シマ ブク シン 島 袋 俊 夫	66	3. 5. 14	3	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目1番1号
宮古島市	シモ ジ シン 下 地 敏 彦	73	3. 1. 24	3	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良西里186番地
南 城 市	ス ケ ラン チョウ 瑞 慶 覧 長	60	4. 2. 11	1	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市佐敷字新里1870番地
国 頭 郡								
国 頭 村	ミヤ ギ ヒサ カズ 宮 城 久 和	75	2. 4. 6	2	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	ミヤ ギ ノリ ミツ 宮 城 功 光	68	4. 10. 6	2	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久157番地
東 村	トウ ヤマ マサ ノブ 當 山 全 伸	70	5. 4. 26	1	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良804番地
今帰仁村	キ キ ユン ヘル キ 喜 屋 武 治 樹	68	2. 8. 22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地
本 部 町	タイ ラ タケ ヤス 平 良 武 康	69	4. 9. 20	1	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	53	5. 1. 23	2	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	トウ マ アツシ 當 眞 淳	47	2. 12. 29	2	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座296番地
金 武 町	オカ マ ハジメ 仲 間 一	64	4. 4. 16	2	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	シマ ブク ヒデ ユキ 島 袋 秀 幸	66	3. 4. 27	2	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前38番地

- ※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ（市制施行）
- ※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生
- ※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生
- ※ H17. 10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生
- ※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生
- ※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

[2019 (令和1)年5月31日現在]

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
中 頭 郡								
読 谷 村	石 嶺 傳 實	63	4. 2. 28	3	(098) 982-9200	(098) 982-9202	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
嘉手納町	トウ 富 ヤマ 山 ヒロシ	66	5. 2. 17	3	(098) 956-1111	(098) 956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地
北 谷 町	ノ 野 グニ マサ ハル	74	3. 12. 11	4	(098) 936-1234	(098) 936-7474	904-0192	北谷町字桑江226番地
北中城村	アラ 新 カキ 垣 クニ 邦 オ 男	62	2. 12. 21	4	(098) 935-2233	(098) 935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場426番地の2
中 城 村	ハマ 浜 タ 田 ケイ スケ	56	2. 7. 3	3	(098) 895-2131	(098) 895-3048	901-2493	中城村字当間176番地
西 原 町	ウエ 上 間 アキラ	72	2. 10. 5	3	(098) 945-5011	(098) 946-6086	903-0220	西原町字与那城140番地の1
島 尻 郡								
与那原町	テル ヤ 屋 ツトム	57	4. 5. 1	1	(098) 945-2201	(098) 946-6074	901-1392	与那原町字上与那原16番地
南風原町	アカ 赤 嶺 正 ユキ	68	4. 5. 8	1	(098) 889-4415	(098) 889-7657	901-1195	南風原町字兼城686番地
渡嘉敷村	ザ マ 座 間 ミ 味 ヒデ カツ	54	4. 11. 19	1	(098) 987-2321	(098) 987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
座間味村	ミヤ 宮 ザ 里 サトル	51	3. 5. 31	3	(098) 987-2311	(098) 987-2004	901-3496	座間味村字座間味109番地
粟 国 村	シン 新 ジョウ シズ ヨシ	66	2. 7. 31	3	(098) 988-2016	(098) 988-2206	901-3792	粟国村字東367番地
渡名喜村	トウ 桃 カル スグル	60	3. 10. 14	1	(098) 989-2002	(098) 989-2197	901-3692	渡名喜村1917番地の3
南大東村	ナカ 大 仲 タ 田 ケン ショウ	60	4. 6. 30	4	(09802) 2-2001	(09802) 2-2669	901-3895	南大東村字南144番地1
北大東村	ミヤ 宮 キ 城 ミツ マサ	64	1. 12. 3	5	(09802) 3-4001	(09802) 3-4406	901-3992	北大東村字中野218番地
伊平屋村	イ 伊 レイ ユキ オ 雄	71	3. 9. 12	3	(0980) 46-2001	(0980) 46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	マエ 前 タ 田 セイ キ	75	4. 9. 20	5	(0980) 45-2001	(0980) 45-2467	905-0695	伊是名村字仲田1203番地
久米島町	オオ 大 タ 田 ハル オ 雄	64	4. 5. 11	2	(098) 985-7121	(098) 985-7080	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
八重瀬町	アラ 新 カキ ヤス ヒロ	63	4. 2. 11	1	(098) 998-2200	(098) 998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地
宮 古 郡								
多良間村	イラ ミナ 伊 良 皆 ミツ オ 夫	64	3. 7. 7	2	(0980) 79-2011	(0980) 79-2120	906-0692	多良間村字仲筋99番地の2
八重山郡								
竹 富 町	ニシ オオ 西 大 妊 コウ 高 ジュン	71	2. 9. 13	1	(0980) 82-6191	(0980) 82-6199	907-8503	石垣市美崎町11番地1
与那国町	ホカ 外 マ 間 シュ オ 守 キチ	69	3. 8. 27	4	(0980) 87-2241	(0980) 87-2079	907-1801	与那国町字与那国129番地

※ 41市町村 (11市11町19村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償



対物賠償



限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】
「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払する特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談・書類作成
費用保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL: <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

株式会社 千里

0120-731-087 FAX 03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

(ちさと)

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。



グッジョブ運動とは？

- ① みんなでグッジョブ運動(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)ってどういうもの？
県民が一丸となって就業意識の向上を目指し取り組む県民運動です。
- ① 目標
沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。
- ① 計画期間
平成19年度～
- ① 基本コンセプト
みんなが生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現

自治おきなわ 2019年 7月号 (No.453)

2019年 7月 1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集
責任者 知念政博

印刷所 丸正印刷株式会社
電話(098)835-8181
